

(仮称) 西目風力発電事業 更新計画

環境影響評価方法書についての

意見の概要と事業者の見解

平成 31 年 3 月

株式会社ユーラスエナジーホールディングス

目 次

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所.....	2
(4) 縦覧期間.....	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催.....	3
(1) 公告の日及び公告方法.....	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数.....	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握.....	3
(1) 意見書の提出期間	3
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3
第 2 章 環境影響評価方法書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解 ...	4

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第 7 条の規定に基づき、環境保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書を公告の日から起算して 1 月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

平成 31 年 1 月 8 日（火）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞による公告（別紙 1 参照）

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

- ・平成 31 年 1 月 8 日（火）付 秋田魁新報（朝刊：6 面）

② 地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ（別紙 2-1,2 参照）

下記広報誌に「お知らせ」を掲載した。

- ・平成 31 年 1 月 1 日（火）発行 広報ゆりほんじょう
- ・平成 31 年 1 月 1 日（火）発行 広報にかほ

③ インターネットによるお知らせ

平成 31 年 1 月 8 日（火）から、下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

- ・秋田県のウェブサイト（別紙 3-1 参照）
<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/33760>
- ・由利本荘市のウェブサイト（別紙 3-2 参照）
<https://www.city.yurihonjo.lg.jp/kurashi/eco/>
- ・にかほ市のウェブサイト（別紙 3-3 参照）
<http://www.city.nikaho.akita.jp/administration/detail.html?id=2781>
- ・(株) ユーラスエナジーホールディングス ウェブサイト（別紙 3-4 参照）
http://eeh-development.com/nishime-koshin/pdf_2.html

④ その他のお知らせ

- ・由利本荘市西目町：
西目総合支所を通じて、13 町内の代表者へ方法書図書の縦覧と住民説明会の開催に係る案内状の町内での回覧を依頼。
- ・にかほ市両前寺地区・琴浦地区：
地区の代表者に方法書図書の縦覧と住民説明会の開催について案内状を連絡し、住民の皆様に周知頂くように依頼。

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の計 5 箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

①関係自治体庁舎での縦覧

- ・由利本荘市役所 生活環境課
- ・由利本荘市役所 西目総合支所 1 階市民ホール
- ・にかほ市役所 市役所仁賀保庁舎
- ・にかほ市役所 市役所金浦庁舎
- ・にかほ市役所 市役所象潟庁舎

②インターネットの利用による縦覧

- ・(株) ユーラスエナジーホールディングス ウェブサイト
<http://eeh-development.com/nishime-koshin/>

(4) 縦覧期間

- ・縦覧期間：平成 31 年 1 月 8 日（火）から平成 31 年 2 月 7 日（木）まで
（土・日曜日、祝日を除く。）
- ・縦覧時間：各庁舎の開庁時間内

なお、インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態とした。また、秋田県、由利本荘市、にかほ市のウェブサイト当該縦覧ページへのリンクを掲載することにより参照可能とした。

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(別紙1、別紙2、別紙3参照)

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・ 開催日時：平成31年1月24日（木） 18時から20時半
- ・ 開催場所：由利本荘市西目公民館シーガル 講堂
(秋田県由利本荘市西目町沼田新道下 2-533)
- ・ 来場者数：48名

- ・ 開催日時：平成31年1月25日（金） 18時から20時半
- ・ 開催場所：にかほ市総合福祉交流センター（スマイル）コンベンションホール
(秋田県にかほ市平沢八森 31-1)
- ・ 来場者数：15名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成31年1月8日（火）から平成31年2月21日（木）まで

(郵送による意見書は当日消印まで有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた（別紙4参照）

- ①縦覧場所に設置した意見書箱への投函
- ②紙面による当社への郵送

(3) 意見書の提出状況

合計で26名の方から91件の意見が提出された。

第 2 章 環境影響評価方法書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第 8 条及び第 9 条に基づく、方法書について提出された環境保全の見地からの意見の概要及びこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

意見と事業者の見解（1）

秋田県由利本荘市 A氏

<動物>

No.	意見	事業者の見解
1	<p>風車を更新するのに、現在の風車を更新しないで他の山地を新たに切り開いて、現在の風車以上のものを建設するというのは、CO₂削減のためという大義名分に隠れた単なる自然破壊としか思えない。しかも、山を削って樹木を伐採することの生態系への影響すら貴社は環境影響評価で、動植物や鳥類には影響はないと報告するのだろうか。道路工事や工事車両が走行することで、すでに生態系を破壊しているということを貴社は分かっていますか。</p> <p>「豊かな海は豊かな森から生まれる」ということを、さも風車建設でまかなえるかのように説明しているが、森も海も風車で埋め尽くされては人工減少になるのも目に見えるようだ。</p> <p>私は今後も生態系に影響を及ぼす風車建設には絶対反対し続ける。</p>	<p>本事業は、既設の風力発電機を大型化する一方で、基数を15基から最大10基程度に減少させる計画です。自然環境について、専門家等からの意見を十分に考慮し、生態系等の現地調査を実施いたします。また、今後の現地調査の結果を踏まえて、確認された動植物や鳥類について予測及び評価を行い、適切な環境保全措置を検討いたします。</p>

意見と事業者の見解（2）

秋田県由利本荘市 B氏

<環境全般>

No.	意見	事業者の見解
2	<p>方法書〔要約書〕を拝見しました。 P30 図3-2 周辺の風力発電事業13及び5に対しこの計画はどのように影響しますか？又影響を受けますか？</p>	<p>本事業の風力発電機設置検討範囲とNo.5（ユース由利高原ウィンドファーム）の風力発電機及びNo.13（（仮称）秋田県由利本荘市沖洋上風力発電事業）の対象事業実施区域との離隔は、それぞれが約3km、約2km程度となります。改正主務省令第十八条では、影響を受ける範囲は1kmとされていることから、本事業との騒音等の累積的な影響はほとんど生じないと考えます。</p> <p>ただし、景観については、本事業の風力発電機高さを170mと想定した場合の視野角1°を下回る距離9.8km以内にNo.5またはNo.13の既設または計画中の風力発電施設が存在することから、景観の累積的な環境影響が生じる可能性があるかと想定しています。累積的な影響については、現地調査結果を踏まえ、適切に予測、評価いたします。</p>

< 景観 >

No.	意見	事業者の見解
3	<p>浜館公園は「鳥海山・飛島ジオパーク」のジオポイントになっていますが、観光客等が鳥海山を見に来ているのに風車が建設されると浜館公園からどのように鳥海山が見えますか？</p> <p>(2004年11月運転開始)</p> <p>現在でも浜館公園から雄大な鳥海山をゆっくり見ることができません。今より大きな風車を建てることによって景観は失われます。</p> <p>計画をやめて下さい。</p>	<p>浜館公園からの鳥海山の眺望景観については、今後、フォトモンタージュを作成し、準備書以降にお示しいたします。</p> <p>本事業は、既設の風力発電機を大型化する一方で、基数を15基から最大10基程度に減少させる計画です。また、眺望景観に配慮して風力発電機の配置計画や塗装色を検討してまいります。</p>

< 動物 >

No.	意見	事業者の見解
4	<p>環境影響評価について方法書〔要約書〕を見ると（P46など）バードストライク、バットストライク等を選定されていますが日本野鳥の会、日本自然観察協会、などの意見も取り入れてほしい。</p> <p>モグラやクマ、などはその影響評価をしていただきたい。</p> <p>今までのユーラス西目ウインドファームがある程度環境に与えてきた影響があるのにそれにプラスされることであるから、そのことについての環境影響評価方法が求められる。</p>	<p>専門家等からの意見を十分に考慮し、コウモリ類や鳥類の現地調査を実施いたします。また、今後の現地調査の結果を踏まえて、バードストライクやバットストライク等の予測及び評価を行い、適切な環境保全措置を検討いたします。</p> <p>なお、弊社が実施した環境影響評価法に基づく8事例の風力発電事業（発電所総出力18,370～51,000kW）の環境影響評価書における改変面積は、平均で13.8ha、最大でも31.3haであり、環境影響評価法に基づく面整備事業の第一種事業の規模要件100haを大きく下回ります。また、生態系典型性の対象種の調査範囲に対する改変面積の割合は平均で1.4%、最大でも3.1%であり、いずれの事業においても改変による動物の生息環境の減少・喪失に係る影響は小さいものと予測されました。本事業の発電所総出力は30,000kWであり、弊社が環境影響評価を実施した他事例と同程度です。このことから、モグラ、クマ等の地上に生息する動物については、弊社の事業特性が類似する他事例における予測結果と同様、本事業においても生息環境の減少・喪失に係る影響は小さいと考えています。</p>

意見と事業者の見解（3）

秋田県由利本荘市 C氏

<騒音>

No.	意見	事業者の見解
5	<p>更新の内容は、現在西目町に設備されている、高さ118m、1基2000kW×15基、出力3万kW（2004年運転開始）を高さ170m、1基4000kW×10基、出力4万kW（実出力3万kW）にしようとする計画で、現在のものより50m以上高く1.4倍、1基の出力は2倍となる計画です。</p> <p>資料縦覧で公表された計画での設置場所は障害者施設コロニーから、いままでは1km離れていた物が、600mの近さになります。</p> <p>巨大化することにより、かかる風車が北西に位置して、施設は浜風の風下になり、年間を通して北西の風が強く吹く所にあり、風車の音による被害が危惧されます。</p> <p>（病院に准じる障害者施設であり、職員260名が勤務し、利用者数357名が療養し、屋内作業や屋外農作業に従事している、畑地は風車から数100mとごく近くに位置するところもある）</p>	<p>本事業は、既設の風力発電機を大型化する一方で、基数を15基から最大10基程度に減少させる計画です。音環境について、今後の現況調査を踏まえて新設の風力発電機の影響の予測及び評価を行い、影響が既設の事業と同程度以下となるよう配置計画に反映いたします。</p> <p>なお、秋田県心身障害者コロニーの職員と面談した際に、利用者の方々から当社発電所に対する苦情は聞いたことがないとお伺いしております。</p>

<風車の影>

No.	意見	事業者の見解
6	<p>大型化になり、高くなることで風車の影が西目町田高地区に及ぶ可能性があります。</p>	<p>本事業は、既設の風力発電機を大型化する一方で、基数を15基から最大10基程度に減少させる計画です。今後の風車の影の現況調査を踏まえて新設の風力発電機の影響の予測及び評価を行い、影響が既設の事業と同程度以下となるよう配置計画に反映いたします。</p>

<景観>

No.	意見	事業者の見解
7	<p>景観については10km離れたところから見上げても1パーセントしか仰角が上がらず、景観に対する影響はほとんどないとあります。</p> <p>けれども本荘マリーナからの鳥海山の仰角は10数度程度、更新される風車は現在のものより高くなり、明らかに鳥海山の眺望の障害物になります</p>	<p>本荘マリーナ海水浴場から風力発電機設置検討範囲までの離隔は、約9.1kmであり、既設の風力発電機の垂直見込角は0.7°、新設の風力発電機の垂直見込角は最大で1.1°と想定されます。本事業は、既設の風力発電機を大型化する一方で、基数を15基から最大10基程度に減少させる計画です。また、眺望景観に配慮して風力発電機の配置計画や塗装色を検討してまいります。</p>

意見と事業者の見解（４）

秋田県由利本荘市 D氏

<事業計画>

No.	意見	事業者の見解
8	<p>2011年アセス法改正による環境影響評価法調査から8年を経た現在の環境の影響変化の経過調査については記載が少なくむしろ、更新という事で、以前に調査した結果で新たな調査は省くことが出来る項目もあります。</p> <p>環境への影響変化は今後、更新事業計画の重要な資料であり、調査すべきものと思います。</p> <p>明らかに高さも出力も大きくし、いくらかのリスクはあるものの調査して建設する意向でありました</p> <p>クリーンエネルギーに市民の理解を得ながら進める事業だと言いながら、風車の巨大化、設置場所の拡張、取り付け道路の拡張工事、これまでの環境への影響の調査も報告もせず、人的被害があるかも知れない事を解っていて、その方法書を提出し縦覧させている事になります。</p> <p>風車の技術革新は進み、小さい風車でも効率よく、音も静かで、弱い風でも十分に発電できるようになっています。</p> <p>更新計画であるならば「小さくして、基数も少なく、音も静かになります、環境への影響も小さくなると考えられます、今後とも現在の場所で発電事業を継続したい」になるべきだと思います。</p> <p>また、そのような方向性であれば将来が見え、事業者の努力が感じられ、市民の理解も得られると思います。</p> <p>提出された計画では今以上に各方面に影響があるだろうし、地域に住む私たちにとって侮辱であり、人命や暮らし、自然や歴史より経済が優先しているこのような事業計画を、直ちに見直すように要請します。</p> <p>現在、周辺住民に、風車の音が原因であるかもしれない健康被害の事例があり、聞き取り調査を行っています。</p> <p>疑問、質問にたいする関係機関の詳細な返答を頂きたい。</p>	<p>既設の風力発電機のアセスメントに関しては、環境影響評価法の対象ではなかったことから、精度の高い調査は実施できていないのが現状ですが、本事業の準備書の作成に当たっては、既設の風力発電機の状態も含め、今後の現地調査において確認いたします。</p> <p>また、今後の現況調査を踏まえて新設の風力発電機の影響の予測及び評価を行い、影響が既設の事業と同程度以下となるよう配置計画に反映いたします。</p>

意見と事業者の見解（５）

秋田県由利本荘市 E氏

<事業計画>

No.	意見	事業者の見解
9	<p>再生エネルギーは原発からみるといいものと思っていた。でも、山々へどんどん風車が増えていって、本荘の住民が使う電気ではないことを知り、回りの自然が壊され我慢できないといけないのかと思う。本荘由利の自慢である鳥海山の景観が悪く、山を愛する他県からの観光客の人達もなぜこんな物をたてさせたのかと言われます。</p> <p>そのうえ、健康被害が出ている。電気はまにあっているのに、なぜ、人の健康・命まで脅かされなければならないのか。だれが責任をとるのか？</p> <p>被害を訴えても騒音レベルはガイドラインの基準値内であると、国（環境省）ぐるみになって、責任をのがれ市民をごまかしている。</p> <p>一度こわれたものは（自然・人体）はもとえは戻らないのです。事業者は地元の人でもないのに、風車を立ててしまえば関係ないでしょう。風車建設を反対します。</p>	<p>国は再生可能エネルギーの導入促進を掲げており、平成30年7月に閣議決定された第5次エネルギー基本計画においても再生可能エネルギーの主力電源化を目指すことが謳われているところ、当社としても本件事業を通じて再生可能エネルギーの導入拡大に貢献して参りたいと考えております。</p> <p>一方で、風力発電については様々なご意見があることと受け止めております。地域の方全員から賛同いただくのが難しいことは認識しておりますが、今後、関係自治体、関係機関、地元地区等のご意見を踏まえて事業計画を検討していくことで、本事業に少しでもご理解をいただけるよう努めてまいります。</p> <p>本事業から由利本荘市の皆さまに直接（東北電力を介さずに）電気を供給することはありませんが、売電先は東北電力を予定しております。本事業で発電した電気は基本的には東北電力管内で供給・消費されるため、東北電力から電気を購入されている方におかれましては、地域の電力供給の一端を担うものと考えます。</p>

意見と事業者の見解（6）

秋田県由利本荘市 F氏

<動物>

No.	意見	事業者の見解
10	<p>西目での説明会に参加しましたが、貴会社の地元への配慮がなにもなされていないこと、おどろきました。</p> <p>1. 2000kW×15基を2004年から15年間もうごかしてきているのに「何ら環境調査をやっていない。更新にあたってこれから調査する」という貴会社の態度はとても理解できない。朝日新聞に「風力発電所周辺は猛禽類などが少ないためにトカゲが増え、生態系に影響を及ぼしている」とあった。生態系への影響が心配です。</p>	<p>既設の風力発電機のアセスメントに関しては、環境影響評価法の対象ではなかったことから、精度の高い調査は実施できていないのが現状ですが、本事業の準備書の作成に当たっては、既設の風力発電機の状況も含め、今後の現地調査において確認いたします。</p> <p>また、専門家等からの意見を十分に考慮し、生態系等の現地調査を実施いたします。今後の現地調査の結果を踏まえて、確認された猛禽類等について予測及び評価を行い、適切な環境保全措置を検討いたします。</p>

<低周波音>

No.	意見	事業者の見解
11	<p>2. 資料の中にあつた風車の騒音・低周波がどこかで見たことがあると思ったらレノバのと同じだった。(1,500kw)</p> <p>せめて2,000kWの数値は把握しているだろうし、諸外国で事業している貴会社なら、3,000~4,000kWの数値もわかるはずですが、それにもかかわらず、1,500kWを住民に示すのは、ごまかしではないか。</p>	<p>資料の意図としては、風力発電機の低周波音領域が卓越しているものではないことを示すものでしたが、今後は、誤解が生じないように資料作成やご説明をするようにいたします。</p> <p>採用予定風車の周波数特性については、機種が未定のため現時点ではお示しできませんが、準備書以降の手続きにおいて提示いたします。</p>

<低周波音>

No.	意見	事業者の見解
12	<p>3. 低周波被害をうけている方の発言があつた。「頭痛がして気持ちが悪くなった」と言う。コロニーとの距離が約1kmで近すぎる。コロニーの人達が心配である。</p>	<p>本事業は、既設の風力発電機を大型化する一方で、基数を15基から最大10基程度に減少させる計画です。今後の超低周波音（低周波音を含む）の現況調査を踏まえて新設の風力発電機の影響の予測及び評価を行い、影響が既設の事業と同程度以下となるよう配置計画に反映いたします。</p> <p>なお、秋田県心身障害者コロニーの職員と面談した際に、利用者の方々から当社発電所に対する苦情は聞いたことがないとお伺いしております。</p>

<事業計画>

No.	意見	事業者の見解
13	<p>4. 更新といいながら、撤去工事の具体的なことが、なんら説明されなかった。同じ場所を使用するのでなければ、又、緑が失われます。</p>	<p>既設の風力発電機の撤去工事は実施する計画ですが、現時点では施工計画を検討している段階であり、具体的な撤去工事の内容については、今後の準備書で提示いたします。</p>

<事業計画>

No.	意見	事業者の見解
14	<p>又、2000kW×15基が3000kWか4000kW×10基で30,000kWに出力を抑制すると言いますが、とても信用できません。</p>	<p>送電設備の上限が30,000kWとなるため、発電出力が超過することが見込まれる場合については抑制等を実施する必要があります。抑制にあたっては、一般的に普及している信頼性の高い風力発電所の制御システムを利用する予定であり、特段の支障なく実施できるものと考えております。</p>

<事業計画>

No.	意見	事業者の見解
15	<p>5. 夜間に光る航空障害灯も異様です。星空がだいなしです。鳥海山の風景がだいなしです。</p> <p>二酸化炭素削減と言いますが、住民の健康をそこねさせてまでする事業は、収奪でしかありません。貴会社は東京電力の資本系列のようですが、二酸化炭素削減と言いながら、各電力会社等が全国で30基も火力発電所を新設する計画があるのは何故でしょうか？（電気は余裕があるのに。）</p> <p>売却先は東北電力だと言いますが、電気を必要としているのは都会（東京）です。（東北は足りている）いくら再生エネルギーといっても、電力会社が送電線を新設したりすれば、ますます高い電気料金を支払うこととなります。</p> <p>エネルギーも地産地消をめざすべきです。これ以上、由利本荘市には、つくらないで下さい。</p>	<p>航空障害灯について</p> <p>本事業では大型機を採用することで既設よりも設置基数を減らし、航空障害灯の設置数も減らす方針です。なお、航空法上の規定があり、法令上の義務を満たす範囲で、既設の発電所でも設置対象基数を最小化する等の配慮は現状でも行っていますが、それ以上の対策の実施は、当社の一存では難しい状態にあります。</p> <p>火力発電所の新設について</p> <p>東京電力と資本関係はありながら、基本的には別会社となるため投資計画の詳細は承知しておらず、以下一般論の回答となります。</p> <p>原子力発電所の停止分を現在補っている老朽化した火力発電所等で設備更新の需要が高まっていること、並びに、電力自由化に伴い、新規参入を目指す発電事業者を中心に自社電源としての新たな火力発電所の建設計画が多く立ち上がったことが背景にあります。</p> <p>他方で、温暖化対策への関心の高まりから、計画の変更や中止も相次いでいる現況を踏まえても、引き続き風力をはじめとする再生可能エネルギーの導入促進は重要と考えています。</p> <p>電気の地産地消について</p> <p>本事業から由利本荘市の皆さまに直接（東北電力を介さずに）電気を供給することはありませんが、売電先は東北電力を予定しております。本事業で発電した電気は基本的には東北電力管内で供給・消費されるため、東北電力から電気を購入されている方におかれましては、地域の電力供給の一端を担うものと考えます。</p>

<広報・説明会>

No.	意見	事業者の見解
16	<p>※貴会社の社員に前に伝えたが、説明会は若い人、年輩者も多数参加できるように（土）（日）の昼間開催するようにしてほしい。</p> <p>交通便利な東京とはちがうのです。平日では働いている若い人は、参加するのはむずかしい。</p>	<p>準備書の説明会では平日の夕方と休日の昼間といったように複数回の説明会の実施を検討する等、より多くの地域の皆さまが説明会にお越し頂けるよう開催日を検討してまいります。</p>

意見と事業者の見解（7）

秋田県由利本荘市 G氏

< 景観 >

No.	意見	事業者の見解
17	<p>「環境評価方法書に対する意見の内容」</p> <p>1) 由利本荘市内にはすでに多くの風車が建設され、景観が悪化している。更新とはいえ、さらに巨大な風車建設は景観上見苦しいし、現状の風力発電機を撤退しないままでの施工は、いっそうの景観悪化に結びつく。少なくとも現風車をすべて除去してからその場所に建設すべきである。</p>	<p>本事業は、既設の風力発電機を大型化する一方で、基数を15基から最大10基程度に減少させる計画です。また、眺望景観に配慮して風力発電機の配置計画や塗装色を検討してまいります。</p> <p>また、既設の風力発電機の撤去工事は実施する計画ですが、現時点では施工計画を検討している段階であり、具体的な撤去工事の内容については、今後の準備書で提示いたします。</p>

< 環境全般 >

No.	意見	事業者の見解
18	<p>2) 貴社以外の風力発電機が由利本荘市やにかほ市内の高原地域に多数建設されている。下下って貴社のアセスメントだけでは住民としては安心できない。環境省が「ゾーニングマニュアル」において述べているように「累積的影響」についても環境アセスメントに入れるべきであるが、全くなされていない。2004年当時の建設状況とは全く異なる環境におかれている地域住民の立場に立った環境アセスメントの視点がないのは、環境への重大な悪影響を将来のコスト考える。「ゾーニングマニュアル」に沿ったアセスメントを再度時間をかけて実施するべきである。</p>	<p>方法書に記載のとおり、他事業との累積的な環境影響については、周辺の他事業における環境影響評価図書等の公開情報の収集等に努め、本事業との累積的な環境影響の有無について検討し、その結果、累積的な環境影響が生じる可能性がある場合には、累積的な環境影響の予測及び評価を行う方針です。</p>

< 環境全般 >

No.	意見	事業者の見解
19	<p>3) これまでの風力発電機による環境アセスメントデータが開示されていないのはどうしてか（発電量、低周波による影響等々）。そのデータを元に今回の事業更新やアセスメントが実施されるべきではないか。</p>	<p>既設の風力発電機のアセスメントに関しては、環境影響評価法の対象ではなかったことから、精度の高い調査は実施できていないのが現状ですが、本事業の準備書の作成に当たっては、既設の風力発電機の状況も含め、今後の現地調査において確認いたします。</p>

< 環境全般 >

No.	意見	事業者の見解
20	<p>4) 由利本荘市・にかほ市には「鳥海山・飛島ジオパーク」のエリアが多く含まれ、景観を含めて多くの恵みを自然から受けている。2004年の建設当時とは比較にならないほどの自然の価値が見いだされている。その視点に立った環境評価の項目選定になっているとは思えない。</p>	<p>既存資料調査の結果、対象事業実施区域には鳥海山・飛島ジオパークのジオサイトはございませんが、今後は頂戴したご意見を踏まえつつ環境影響評価手続きを進めて参ります。</p>

<環境全般>

No.	意見	事業者の見解
21	5) これまでの風車建設の状況を見る限り、工事による環境破壊がひどすぎる(樹木伐採、道路拡張、ダンプカーの横行など)。新山公園の生体が破壊されるし、住民にも不快感を与えることになる。その項目に対する環境評価が甘い。	新山公園は、本事業の対象事業実施区域外のため、新山公園への影響はないものと考えられますが、今後は頂戴したご意見を踏まえつつ工事用道路の新設・拡幅に伴う樹林伐採の最小化や工事用車両台数の極力低減等の適切な環境保全措置を検討いたします。

<環境全般>

No.	意見	事業者の見解
22	6) アセスメント評価の結果「不安や影響は低減できるか、回避できる」とあるが、具体性はないし、回避できないことがあることを全く想定していない(各地で環境保全に関わる紛争が多発している)。	配慮書における評価だけでなく、今後実施する現地調査結果を踏まえて事業による周辺環境への予測及び評価を行い、環境保全措置を検討いたします。

<事業計画>

No.	意見	事業者の見解
23	7) 風車撤去計画において「環境評価においては最大影響ケースを考慮します」というのはどういうことか、具体性がなくまったく信用できない。更新計画前にまずそれを明示してから方法書を新たに作成すべきである。	既設の風力発電機の撤去工事は実施する計画ですが、現時点では施工計画を検討している段階であり、具体的な撤去工事の内容については、今後の準備書で提示いたします。

<低周波音>

No.	意見	事業者の見解
24	8) 環境省の「参照値」を縦に、騒音対策のみでアセスをしているのはどうしてか。手法における調査期間も短い。これまでの風車による影響と考えられる被害者が出ているのに、調査してこなかったり、住民の声を丁寧に聞き取らなかったのはどうしてか。また調査期間が平日1日等のアセスでどうして低周波被害の実態が把握できるのか。疑問である。	現地調査においては、騒音のほか、超低周波音(低周波音を含む)についても「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(環境庁大気保全局 平成12年10月)に基づき適切に実施し、地域における代表的な超低周波音の状況を確認の上、周辺環境への予測及び評価を行い、環境保全措置を検討いたします。

<事業計画>

No.	意見	事業者の見解
25	「方法書」を読む限り、以上の理由から、更新といえども風力発電機は由利本荘市には不必要と考える。どうしても更新するならば、原状回復してから現地に建設すべきである。そのためにもまずは、既設風力発電機の環境評価とその開示、並びに原状回復のアセスを実施すべきである。 ☆追 住民等意見と事業者の見解だけでもコピーできるかネット開示コピーできるよう要望する。	既設の風力発電機のアセスメントに関しては、環境影響評価法の対象ではなかったことから、精度の高い調査は実施できていないのが現状ですが、本事業の準備書の作成に当たっては、既設の風力発電機の状況も含め、今後の現地調査において確認いたします。 なお、方法書に対するご意見と事業者の見解については、今後の準備書で提示するほか、方法書審査にあたり経済産業省のHPにおいて公開される予定です。

意見と事業者の見解（８）

秋田県由利本荘市 H氏

<事業計画>

No.	意見	事業者の見解
26	<p>もうこれ以上の風車はいらないと考えている。各地で低周波による健康被害もおきており今後、ますます発生が懸念される。景観上もせつかくの鳥海山のながめが台無しになっている。自然が一番大事。それと地元の電気は十分まかなわれており発電された電気はどこへ行くのか。もうそろそろエネルギーの転換の時期である。</p> <p>人間・英知をしぼればいくらでも可能である。</p> <p>更新計画とあるが、普通であれば、いまのものを更新するのであると思っていたが、これはまさに新設である。</p>	<p>本事業は、既設の風力発電機を大型化する一方で、基数を15基から最大10基程度に減少させる計画です。今後の現況調査を踏まえて新設の風力発電機の影響の予測及び評価を行い、影響が既設の事業と同程度以下となるよう配置計画に反映いたします。</p> <p>また、国は再生可能エネルギーの導入促進を掲げており、平成30年7月に閣議決定された第5次エネルギー基本計画においても再生可能エネルギーの主力電源化を目指すことが謳われているところ、当社としても本件事業を通じて再生可能エネルギーの導入拡大に貢献して参りたいと考えております。</p> <p>なお、売電先は東北電力を予定しております。本事業で発電した電気は基本的には東北電力管内で供給・消費されるため、東北電力から電気を購入されている方におかれましては、地域の電力供給の一端を担うものと考えます。</p>

意見と事業者の見解（９）

秋田県由利本荘市 I氏

<低周波音>

No.	意見	事業者の見解
27	<p>これ以上この地域に風車を見たくありません。</p> <p>のがれることのできない風車の影響で、めまい、頭痛、耳鳴りを訴えている人が明らかです。私の身近な人が苦しめられています。実態を調査して下さい。</p>	<p>既設の風力発電機のアセスメントに関しては、環境影響評価法の対象ではなかったことから、精度の高い調査は実施できていないのが現状ですが、本事業の準備書の作成に当たっては、既設の風力発電機の状態も含め、今後の現地調査において確認いたします。</p> <p>また、なんらかの健康被害が確認された場合には、原因把握に努め、必要な対応を検討させていただきます。</p>

意見と事業者の見解 (10)

秋田県由利本荘市 J氏

<事業計画>

No.	意見	事業者の見解
28	<p>再生エネルギーとりわけ風力発電先進の地として貴社が果たしてきた役割は一定の評価をするものです。しかし由利本荘市の西目町の中での風力発電の建設は市内の中でも立地の密度が高く、あまりに多すぎます。その上、9年後、洋上風力発電が建設されれば、西目は、鳥海山の東・西、海岸部に、そして洋上ともなれば古里の景色は一変します。</p> <p>今の時代を生きる私達は、気の遠くなるような地球の歴史の一瞬を生きており、地球からお借りしているのです。低周波などの被害も取り沙汰されてきており、この地が壮大な人体実験場になるような気がしてなりません。</p> <p>大自然から私達は、数えきれないくらいの恵み、エネルギーをもらってこの地で生きてきました。大自然は自然のままに次の世代まで贈り届けて行きたいと考えるものです。</p> <p>よって更新の事業とはいえ、貴社の風力発電事業に反対するものです。</p> <p>再エネの中でも西目小水力発電や、木質バイオマスなど、風力発電に向ける資材、人材、資力エネルギーがあつたらぜひ共この分野で大きな力を発揮できますようお願いするものです。</p> <p>秋田県はそういう点でも無尽蔵にあります。そのことによって山々は整備され、地域の雇用も増えることでしょう。</p> <p>どうか、視点を変え原点に立ち返って考慮されることを切に望むものです。</p>	<p>風力発電については様々なご意見があることと受け止めております。地域の方全員から賛同いただくのが難しいことは認識しておりますが、今後、関係自治体、関係機関、地元地区等のご意見を踏まえて事業計画を検討していくことで、本事業に少しでもご理解をいただけるよう努めてまいります。</p> <p>事業計画については、今後の現況調査を踏まえて新設の風力発電機の影響の予測及び評価を行い、影響が既設の事業と同程度以下となるよう配置計画に反映いたします。</p>

意見と事業者の見解 (11)

秋田県由利本荘市 K氏

<低周波音>

No.	意見	事業者の見解
29	<p>◎環境影響評価、風況観測等の現地調査について</p> <p>田高地区に住んでいる住民です。既設の風車の音、特に羽根が風を切る音、そしてモーターの音が、風の方向により、深夜に聞えて気になる事があります。そこで、騒音はクリアしているとは思いますが、低周波音域での人的災害への影響測定をお願いしたい。</p> <p>現状の音環境調査の高さではなく、2階部で聞えるので、同様な高さ及び聞える位置での調査をお願いするものです。又、測定期間も長期に測定実施し、今後の更新位置設計検討にして欲しい。</p>	<p>超低周波音（低周波音を含む）は、風の影響を強く受けることから、風雑音の影響を極力避けるため、本事業の環境アセスメントにおける測定に当たっては、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（環境庁大気保全局 平成12年10月）に基づきマイクロフォンを地上レベルに設置して実施する計画です。なお、既設の風力発電機と田高地区との離隔が約1kmあることから、地上高さと建物2階高さにおける超低周波音レベルには、ほとんど差が生じないものと考えます。</p> <p>また、地域における代表的な超低周波音の状況を確認の上、新設の風力発電機の影響の予測及び評価を行い、影響が既設の事業と同程度以下となるよう配置計画に反映いたします。</p>

意見と事業者の見解 (12)

秋田県由利本荘市 L氏

<環境全般>

No.	意見	事業者の見解
30	<p>① 住民に安らぎを与えてくれる貴重な自然景観を風力発電でこれ以上破壊しないで欲しい。私たち住民は代々身近な山野の自然景観により豊で平穏な生活を営むことが出来ている。この大切な自然景観はこれからの若い世代のために何としても残していきたいと考えている。どうあっても貴社の更新計画は認められない。既設の風車の解体撤去のみを要望する。</p> <p>② 風車建設の大規模な自然破壊に伴い、建設予定地域の動植物の受ける影響も計り知れないほど大きい。動物たちは建設後、環境悪化のためかなりの範囲で住み慣れた場所を離れることになる。その後の繁殖は不可能となる個体も多いと思う。動植物の生命と生活破壊につながる風車建設はしないで欲しい。</p> <p>③ 建設予定地の近くには民家や公共施設等もあり、（超）低周波音等による風車病が懸念されるので建設は止めるべきである。</p> <p>④ 風車建設がCO₂削減につながるとその数値を挙げているが、この数値はバックアップ電源や風車稼働の外部電源で排出されたCO₂の数値を差し引いた数値かどうか不明である。当方に文書で知らせて欲しい。 （次頁へ続く）</p>	<p>① ～③ 今後は頂戴したご意見を踏まえつつ環境影響評価手続きを進めて参ります。</p> <p>具体的には、今後実施する現地調査結果を踏まえて事業による周辺環境への予測及び評価を行い、景観、動物・植物・生態系、超低周波音（低周波音を含む）の環境保全措置を検討いたします。</p> <p>また、本事業は、既設の風力発電機を大型化する一方で、基数を15基から最大10基程度に減少させる計画です。今後の現況調査を踏まえて新設の風力発電機の影響の予測評価を行い、影響が既設の事業と同程度以下となるよう配置計画に反映いたします。</p> <p>なお、環境省より、次のことが公表されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風力発電所による20Hz以下の超低周波音は人の認識できる閾値を下回る ・他の騒音源と比べても低周波音の卓越は見られない ・風力発電所による低周波音と健康影響については明確な関連を示す知見は確認できない （次頁へ続く）

No.	意見	事業者の見解
30	<p>(前頁からの続き)</p> <p>⑤ 再エネ推進方針の現政権は原発推進でもある。それなのにさらに、数多くのマイナス面のある風力発電を更新拡大するメリットは住民・市民側には何もない。企業の利益第一主義の迷惑千万な事業は是非とも思い留まってもらいたい。</p>	<p>(前頁からの続き)</p> <p>加えて、当社のこれまでの事業で風車の音が気になるのご意見を受けたことはありますが、その結果体調を崩された旨を言及された方は存じ上げません。また、西目ウインドファームは事業地内に事務所を構え、14年間所員が勤務していますが、その間に風車に起因して体調を崩した所員は1人もおりません。</p> <p>④ 図書に記載したCO₂削減量では、バックアップ電源や風車稼働の外部電源で排出されたCO₂の数値を差し引いたものではございませんが、算定した数値は以下理由から、大きく下振れするものではありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東北エリアにおいて火力発電の電源比率が70%を超えている現況を踏まえても、風力発電専用のバックアップ電源を必要とする水準ではないと考えられること、また、分散設置により風力発電の出力変動が平準化され、風力発電による発電量に応じて、火力発電による発電量及び化石燃料の消費も抑制されることから、CO₂の排出削減に貢献できることは確かであると考えています。 ・外部から購入した電力量は発電所の発電量の1%未満とわずかで、算定したCO₂削減量への影響は軽微と考えています。 <p>⑤ 日本では再生可能エネルギーの導入促進を掲げており、平成30年7月に閣議決定された第5次エネルギー基本計画においても再生可能エネルギーの主力電源化を目指すことが謳われているところ、当社としても本事業を通じて再生可能エネルギーの導入拡大に貢献して参りたいと考えております。</p> <p>他方で風力発電については様々なご意見があることと受け止めており、地域の方全員から賛同いただくのが難しいことは認識しております。今後、環境影響評価の調査結果、並びに、関係自治体、関係機関、地元地区等のご意見を踏まえて事業計画を検討していくことは勿論、地域貢献等を通じて、本事業にご理解をいただけるよう努めてまいります。</p>

<動物>

No.	意見	事業者の見解
31	<p>■コウモリ類について</p> <p>コウモリは夜間にたくさんの昆虫を捕食するので、生態系の中で重要な役割を持つ動物である。また害虫を食べるので、人間にとって、非常に役立つ益獣である。しかし風力発電施設では、バットストライクが多数生じている。NEDOの報告(*)によれば、実態把握サイト(風力発電施設10サイト)におけるコウモリ類の推定死亡数は年間502.8個体であり、これは鳥類の年間推定死亡数(257.6羽)のおよそ2倍になる。</p> <p>コウモリ類の出産は年1~2頭程度と、繁殖力が極めて低いため、死亡率のわずかな増加が、地域個体群へ重大な影響を与えるのは明らかである。国内では今後さらに風車が建設される予定であり、コウモリ類について累積的な影響が強く懸念される。これ以上風車で益獣のコウモリを殺さないでほしい。</p> <p>*平成28年度~平成29年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業 環境アセスメント迅速化研究開発事業(既設風力発電施設等における環境影響実態把握I報告書) P213. NEDO, 2018.</p>	<p>コウモリ類については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、コウモリ類の生態に精通した専門家等の助言も踏まえながら、適切な環境保全措置を検討いたします。</p>

<動物>

No.	意見	事業者の見解
32	<p>■コウモリ類の保全措置として「稼働制限」を実施して欲しい</p> <p>国内では、すでに多くの風力発電事業者が、コウモリ類の保全措置としてフェザリングやカットイン風速を調整するなどの稼働制限を行うことを表明した。大変すばらしいことだと思う。是非、本事業者も検討してほしい。ただし、保全措置は事業者の主観ではなく、現地調査結果及び予測結果を踏まえるべきである。</p>	<p>コウモリ類については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、コウモリ類の生態に精通した専門家等の助言も踏まえながら、適切な環境保全措置を検討いたします。</p>

<動物>

No.	意見	事業者の見解
33	<p>■コウモリ類について</p> <p>事業者は重要種以外のコウモリについて影響予測や保全をしないようだが、「重要種以外のコウモリは死んでも構わない」と思っているのか?日本の法律ではコウモリを殺すことは禁じられているはずだが、本事業者は「重要種以外のコウモリ」について、保全措置をとらずに殺すつもりか?</p>	<p>重要種以外のコウモリ類についても、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、コウモリ類の生態に精通した専門家等の助言も踏まえながら、適切な環境保全措置を検討いたします。</p>

<動物>

No.	意見	事業者の見解
34	<p>■ バットストライクの予測は定量的に行うこと</p> <p>事業者が行う「バットディテクターによる高度別飛翔状況調査(自動録音バットディテクターによる調査)」は定量調査であり、予測手法(解析ソフト)もすでに実在する(例えば「WINDBAT」 http://www.windbat.techfak.fau.de/index.shtml)。</p> <p>よって、バットストライクの予測を「定量的」に行い客観的の数値で示すこと。</p>	<p>高度別調査については、音声データを基に定量的な把握に努めます。予測については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、コウモリ類の生態に精通した専門家等の助言も踏まえながら検討いたします。</p> <p>引き続き新たな知見の収集に努め、できる限り定量的な予測を検討いたします。</p>

<動物>

No.	意見	事業者の見解
35	<p>■ 「バットストライクに係る予測手法」については経済産業大臣に技術的な助言を求めること</p> <p>「既に得られている最新の科学的知見」によれば、バットストライクに係る調査・予測手法は欧米では確立されている技術である。しなしながら日本国内では、ブレード回転範囲におけるコウモリ類の調査が各地で行われながらも、「当該項目について合理的なアドバイスを行えるコウモリ類の専門家」の絶対数は少なく、適切な調査・予測及び評価を行えない事業者が散見される。事業者がヒアリングしたコウモリ類の専門家について、仮に「地域のコウモリ相について精通」していたとしても、「バットストライクの予測」に関しては、必ずしも適切なアドバイスができるとは限らない。仮に事業者が「コウモリ類の予測は定量的にできない」と主張する場合は、環境影響評価法第十一条第2項に従い、経済産業大臣に対し、「バットストライクに係る予測手法」について「技術的な助言を記載した書面」の交付を求めること。</p>	<p>方法書に記載した調査・予測及び評価の手法は、環境影響評価法改正主務省令第十九条に示される選定の指針等に基づき検討し、コウモリ類の生態に精通した専門家の意見を踏まえ決定しています。これらについては、今後、ご意見を踏まえつつ、経済産業大臣によって審査され、手法等について必要な勧告がなされます。</p> <p>以上の方法書の審査結果を踏まえて、環境影響評価の項目等の選定を行うこととなりますが、その際、必要であると認める場合には、環境影響評価法第十一条第2項に従い、技術的な助言を求めます。</p>

<動物>

No.	意見	事業者の見解
36	<p>■ 専門家へのヒアリング年月日が記載されていない</p> <p>専門家ヒアリングは適切な時期に実施すべきだが、年月日が記載していなければ適切な時期にヒアリングを実施したのか閲覧者は判断できない。よってヒアリング年月日を記載すべきではないのか。</p>	<p>改正主務省令第二十二条によると、当該助言を受けた時は、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにするものとし、当該専門家等の所属機関の属性についても明らかにするよう努めるものとされていることから、これに基づき記載しておりましたが、準備書以降の環境影響評価手続きにおいて、ヒアリング実施日の記載もいたします。</p>

<動物>

No.	意見	事業者の見解
37	<p>■ コウモリの音声解析について コウモリの周波数解析（ソナグラム）による種の同定は、国内ではできる種とできない種がある。図鑑などの文献にあるソナグラムはあくまで参考例であり、実際は地理的変異や個体差、ドップラー効果など声の変化する要因が多数あるため、専門家でも音声による種の同定は慎重に行う。仮に種の同定を誤れば、当然ながら誤った予測評価につながるだろう。よって、無理に種名を確定しないで、グループ（ソナグラムの型）に分けて利用頻度や活動時間を調査するべきである。</p>	<p>音声による種の同定に課題があることは認識しており、確実に同定できないものについては、周波数解析はソナグラムの型に分けて調査結果を整理し、可能な限り利用頻度や活動時間などの把握に努めます。</p>

<動物>

No.	意見	事業者の見解
38	<p>■ 高度別飛翔状況の記録の調査地点について バットディテクターによる飛翔高度調査地点が2か所のみであるが、その根拠を述べよ。「利用頻度を比較する」つもりならば、すべての風力発電機設置位置（10箇所）において日没前から日の出まで自動録音調査するべきではないのか。</p>	<p>対象事業実施区域は樹林環境と草地環境で構成されているため、両環境を代表する地点を選定し、調査を実施いたします。</p>

<動物>

No.	意見	事業者の見解
39	<p>■ 飛翔高度調査の期間について バットディテクターによる飛翔高度調査の期間は春季から秋季としているが、曖昧である。地元の専門家ヒアリングを踏まえた具体的な月数を述べること。</p>	<p>高度別調査については、コウモリ類の生態に精通した専門家等の助言も踏まえながら具体的な月数を検討いたします。実施した月数については、準備書に記載いたします。</p>

<動物>

No.	意見	事業者の見解
40	<p>■ バットディテクターによる調査時間について バットディテクターによる調査時間の記載がない。日没1時間前から、日の出1時間後まで録音すること。</p>	<p>ご意見のとおり、高度別調査におけるバットディテクターの記録は、日没1時間前から、日の出1時間後を含むように設定します。実施した調査時間については、準備書に記載します。</p>

<動物>

No.	意見	事業者の見解
41	<p>■ バットディテクターによる調査について バットディテクターの探知距離は短く、地上からでは高空、つまりブレードの回転範囲の音声はほとんど探知できない。よって準備書には使用するバットディテクターの探知距離とマイクの設置方向（上向きか下向きか）を記載すること。 なお「仕様書に書いていない（ので分からない）」などと回答する事業者がいたが、バットディテクターの探知距離は影響予測をする上で重要である。わからなければ自分でテストして調べること。</p>	<p>ご意見のとおり、バットディテクターの探知距離を事前に把握し、探知距離とマイクの設置方向を準備書に記載いたします。</p>

<動物>

No.	意見	事業者の見解
42	<p>■「回避」と「低減」の言葉の定義について事業者とその委託先のコンサルタントにあらかじめ指摘しておく。事業者らは「影響の回避」と「低減」の言葉の定義を本当に理解しているのだろうか。</p> <p>事業者らは、コウモリ類への保全措置として「ライトアップしない」ことを掲げるはずだが、「ライトアップをしない」ことは影響の『回避』措置であり、『低減』措置ではない。「ライトアップしないこと」により「ある程度のバットストライクが『低減』された事例」は、これまでのところ一切報告がない。</p>	<p>コウモリ類については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、コウモリ類の生態に精通した専門家等の助言も踏まえながら、適切な環境保全措置を検討いたします。</p>

<動物>

No.	意見	事業者の見解
43	<p>■回避措置(ライトアップアップの不使用について)</p> <p>ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。</p> <p>これについて事業者は「ライトアップアップをしないことにより影響はある程度低減できると思う」などと主張すると思うが、「ある程度は低減できると思う」という主張は事業者の主観にすぎない。</p>	<p>コウモリ類については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、コウモリ類の生態に精通した専門家等の助言も踏まえながら、適切な環境保全措置を検討いたします。</p>

<動物>

No.	意見	事業者の見解
44	<p>■回避措置(ライトアップアップの不使用について)</p> <p>ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。これは事実だ。昆虫類はライトだけでなくナセルから発する熱にも誘引される。またナセルの隙間、ブレードの回転音、タワー周辺の植生や水たまりなどコウモリ類が誘引される要因は様々であることが示唆されている。</p> <p>つまりライトアップは昆虫類を誘引するが、だからといって「ライトアップをしないこと」により「コウモリ類の誘引を完全に『回避』」できるわけではない。完全に『回避』できないのでバットストライクという事象、つまり「影響」が発生している。アセスメントでは影響が『回避』できなければ『低減』するのが決まりである。よって、コウモリ類について影響の『低減』措置を追加する必要がある。</p>	<p>コウモリ類については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、コウモリ類の生態に精通した専門家等の助言も踏まえながら、適切な環境保全措置を検討いたします。</p>

<動物>

No.	意見	事業者の見解
45	<p>■コウモリ類の保全措置（回避）について</p> <p>樹林内に建てた風車や、樹林（林縁）から200m以内に建てた風車は、バットストライクの高リスクであることが、これまでの研究でわかっている。低空（林内）を飛行するコウモリでさえ、樹林（林縁）から200m以内ではバットストライクの高リスクとなる。よって、風力発電機は樹林から200m以上離すこと。</p>	<p>コウモリ類については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、コウモリ類の生態に精通した専門家等の助言も踏まえながら、適切な環境保全措置を検討いたします。</p>

<動物>

No.	意見	事業者の見解
46	<p>■「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない</p> <p>「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引」には「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない。同手引きのP3-110～111には「カットイン風速をあげることで、衝突リスクを低下させることができる」と書いてある。研究で「カットインをあげること」がバットストライクを低減する効果があることが「すでに」判明している。</p> <p>(Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher, 2010)</p>	<p>コウモリ類については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、コウモリ類の生態に精通した専門家等の助言も踏まえながら、適切な環境保全措置を検討いたします。</p> <p>また、引き続き新たな知見の収集に努めます。</p>

<動物>

No.	意見	事業者の見解
47	<p>■コウモリ類の保全措置について</p> <p>事業者は「環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりが本当にあるのだろうか？既存資料によれば、樹林から200mの範囲に風車を立てないこと（回避措置）、『カットイン風速を限られた期間と時間帯に高く設定すること（低減措置）』がコウモリの保全措置として有効な方法であることがわかっている。この方法は、事業者が「実施可能」かつ「適切な」、コウモリ類への環境保全措置である。</p>	<p>コウモリ類については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、コウモリ類の生態に精通した専門家等の助言も踏まえながら、適切な環境保全措置を検討いたします。</p>

<動物>

No.	意見	事業者の見解
48	<p>■コウモリ類の保全措置（低減措置）について</p> <p>コウモリの保全措置として、「カットイン風速の値を上げること」が行われている。事業者は、コウモリの活動期間中にカットイン風速を少しだけあげれば、バットストライクの発生を抑えられることを認識しているのか？</p>	<p>コウモリ類については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、コウモリ類の生態に精通した専門家等の助言も踏まえながら、適切な環境保全措置を検討いたします。</p>

<動物>

No.	意見	事業者の見解
49	<p>■コウモリ類の保全措置を「施設の供用開始時から」実施すること</p> <p>上記について事業者は、「国内におけるコウモリの保全事例数が少ないので、(カットイン風速の値を上げる)保全措置は実施しない(事後調査の後まで先延ばしにする)」といった回答をするかもしれないが、環境保全措置は安全側にとること。</p> <p>保全措置は「コウモリを殺すまで」後回しにせず、「コウモリを殺す前」から実施することが重要である。</p>	<p>コウモリ類については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、コウモリ類の生態に精通した専門家等の助言も踏まえながら、適切な環境保全措置を検討いたします。</p>

<動物>

No.	意見	事業者の見解
50	<p>■コウモリ類の保全措置を「施設の供用開始時から」実施すること2</p> <p>そもそも「コウモリに影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しいことを先に指摘しておく。仮に「適切な保全措置を実施しないでコウモリを殺してよい」と主張するならば、自身の企業倫理及び法的根拠を必ず述べるように。</p>	<p>コウモリ類については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、コウモリ類の生態に精通した専門家等の助言も踏まえながら、適切な環境保全措置を検討いたします。</p>

<動物>

No.	意見	事業者の見解
51	<p>■コウモリ類の保全措置を「施設の供用開始時から」実施すること3</p> <p>上記について事業者は「実際に何個体死ぬか仕組みがよくわからないから(適切な保全措置をせずに)事後調査して、本当に死んだらその時点で保全措置を検討する」などと論点をすり替えるかもしれないが、それは「事後調査」という名目の「実証実験」である。身勝手な「実験」でコウモリを殺してはいけない。保全措置とは「コウモリを殺す前」から安全側で実施する行為である。</p>	<p>コウモリ類については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、コウモリ類の生態に精通した専門家等の助言も踏まえながら、適切な環境保全措置を検討いたします。</p>

<動物>

No.	意見	事業者の見解
52	<p>■コウモリ類の保全措置について</p> <p>事業者は目先の利益を優先し、自分たちの子孫につなぐべき生物多様性をとりあげてはいけない。『事後調査でコウモリの死骸を確認したら保全措置を検討する』などという悪質な事業者がいたが、コウモリの繁殖力は極めて低いので、一時的な殺戮が地域個体群へ与える影響は大きい。</p> <p>コウモリの活動期間中に『カットイン風速を少しあげれば』、バットストライクの発生を低減できることはこれまでの研究でわかっている。『ライトアップをしないこと』はバットストライクを『低減する効果』は確認されていない。さらに『事後調査』は『環境保全措置』ではない。</p> <p>『影響があることを予測』しながら『適切な保全措置』をとらないのは、「発電所アセス省令」に違反する。</p>	<p>コウモリ類については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、コウモリ類の生態に精通した専門家等の助言も踏まえながら、適切な環境保全措置を検討いたします。</p>

<動物>

No.	意見	事業者の見解
53	<p>■月2回程度の死骸探索調査など信用できない</p> <p>コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて3日程度で消失することが明らかとなっている。仮に月2回程度の事後調査で「コウモリは見つからなかった」などと主張しても、科学的な根拠は乏しい。最新の科学的知見に従い、コウモリの保全措置を安全側で実施し、「その上で」科学的かつ透明性の高い事後調査を実施すること。</p>	<p>今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、コウモリ類の生態に精通した専門家等の助言も踏まえながら、引き続き新たな知見の収集に努め、事後調査計画を検討いたします。</p>

<その他>

No.	意見	事業者の見解
54	<p>■意見は要約しないこと</p> <p>意見書の内容は、貴社側の判断で要約しないこと。要約することで貴社の作為が入る恐れがある。</p> <p>事業者見解には、意見書を全文公開すること。</p>	<p>頂戴したご意見は、そのまま掲載しております。</p>

<その他>

No.	意見	事業者の見解
55	<p>■個人情報保護について</p> <p>本事業者は、配慮書に対して意見書を提出した者（専門家を含む）の住所（個人情報）を公開しているが、その合理的根拠を述べよ。意見書を提出した者（専門家を含む）から個人情報公開について了承を得たのか。仮に同意を得ていない場合、本事業者及び委託先コンサルタントのコンプライアンスが疑われる。</p>	<p>配慮書に対して、関係地域の市内・外から、それぞれどのようなご意見をいただいたかがわかるよう、意見書ご提出者の住所のうち市町村名までを方法書に記載いたしました。個人が特定できないよう、ご提出者については匿名で表記し、住所も市町村名までとしておりますので、個人情報の公開にはあたりないと考えております。</p>

<環境全般>

No.	意見	事業者の見解
56	<p>景観が地域住民に与える影響の大きさは、欧州にも営業する貴社には、重々御承知と思います。</p> <p>彼の地は、観光立国が多く、また美観をはじめとし景観が心に与える影響や、自然に与える影響の大なる理由をもって、発電風車にもきびしい規制をもうけています。その制度はそのまま、各国の文化レベルのあらわれであり、精神医学から経済・歴史学に及ぶ、広汎な科学レベルの尺度にもなっています。おそらくはオリンピックを前に、表日本側には風車は立てられない事情もあるのでしょうが、だからと言って、裏日本に風車を乱立して、海外からの客に絶句させるのはあんまりです。そもそも、風車を見たくて再訪する人は、絶対少数です。貴社からは見えずにすみませんが、私は、市内と、通う由利原の両方に見ます。誰も美的とは言いません。これ以上は、立てないでいただきたい。</p> <p>「秀丽無比なる鳥海山」と秋田県民歌の出だしにも歌われ、“日本三大実録”にも、最初から登場するこのお山は、秋田県人の心のよりどころです。</p> <p>鳥海山ジオパークの鳥海山そのものが、広大な山容と、そのまた裾野のひろがることで、由利本荘の山地はその流れ山と言っているほどのお山なのです。</p> <p>また、天然記念物の地層や、鳥海山由来の貴重な植物、全国的にも稀少な絶滅危惧種がとてども多くもあります。広い敷地工事や、バードストライクによる鳥類の個体死など、現在進行形で続いています。また、白鳥の声も、きかなくなってきました。</p> <p>どうしてもとおっしゃるなら、自然破壊をしない、岩城海岸地区にあるような、小型風車に切り替え、景観をそこなわずに発電願いたい。我々人間も自然の一部、このままでは手痛いしかえしがあると思います。</p>	<p>本事業は、既設の風力発電機を大型化する一方で、基数を15基から最大10基程度に減少させる計画です。また、眺望景観に配慮して風力発電機の配置計画や塗装色を検討するとともに、今後の現況調査を踏まえて新設の風力発電機の影響の予測及び評価を行い、影響が既設の事業と同程度以下となるよう配置計画に反映いたします。</p> <p>専門家等からの意見を十分に考慮し、動植物の現地調査を実施いたします。また、今後の現地調査の結果を踏まえて、バードストライク等について予測及び評価を行い、適切な環境保全措置を検討いたします。</p>

<騒音>

No.	意見	事業者の見解
57	<p>風車病についてひと言も説明がないまま西目には風車が立ち、それは現在に至っています。</p> <p>そもそも、人は踏切りの騒音には3日もたたずになれるところがありますが、歯ぎしりのような小さい音は神経にさわってとても寝つけません。</p> <p>由利原で、あの巨大な風車の音は風向きにより波動というか、風圧のように感じられ、敏感な方は耐えがたいと思います。ご存じのようにこの波は波長が長く、その波の中に丘陵などははいつてしまい、共鳴がはじまります。おとなりに風車が並立しますと、共鳴は更なることとなります。実験した知人は、個人差がとても激しかったです。すでに、あられている低周波被害は、個々人を苦しめ、あたり人間関係を破壊します。大型風車はこれ以上、無用です。すでに、被害はおきています。風車病はいずれ、認定されると思います。</p>	<p>既設の風力発電機のアセスメントに関しては、環境影響評価法の対象ではなかったことから、精度の高い調査は実施できていないのが現状ですが、本事業の準備書の作成に当たっては、既設の風力発電機の状況も含め、今後の現地調査において確認いたします。</p> <p>また、なんらかの健康被害が確認された場合には、原因把握に努め、必要な対応を検討させていただきます。</p> <p>なお、既設の風力発電事業に対して、風車の風切り音が気になることのご意見があったことはございますが、健康被害について当社発電所の近隣集落から訴えを受けたことはなく、集落の代表者との方々から聞き取りをした限りにおいては、住民の方に健康被害を訴える方がいらっしゃると伺ったことはありません。</p>

<事業計画>

No.	意見	事業者の見解
58	<p>菅原道真公は何ごとにも行き届いた頭のいい方で、国内の天変地異についても詳細な記録を残させました。貞観の大噴火以前から、鳥海山は朝廷の記録に載る活発なお山で、正一位という高い位がよせられています。もともとよく噴火なさる方で、それが普通の方でした。ところが江戸時代末の1800年頃のはなばなしい噴火のあと噴火なさらず、「3・11」のあとは、常時観察のお山になっています。この時に秋田焼山と秋田駒ヶ岳が、サーモグラフィが真紅に染まったため、前回の鳥海山は、秋田駒のストロンボリ型噴火に連動したため、秋田駒が動く時は要注意とされているのです。サーモグラフが赤くなったのは、マグマが浮上したためと考えられます。「鳥海山は明日噴火するかもしれません。十年後かも知れません」と秋田大学の専門家は言います。この地に風車が立つのが、如何に危険か。計画は変更願います。鳥海山を怒らせないで下さい。</p> <p>この国にこののち歴史が残るとすれば、この発電風車がどのように査定するかお考えいただきたいです。</p>	<p>タワーや基礎の設計については、地質調査の結果等をふまえて、台風・地震に対しても、想定し得る最大のものに対して耐え得るように、基本的には高層ビルと同じ基準を適用して実施します。既設の西目ウインドファームは14年間大きな事故なく、順調に稼働しており、その経験を建替えにも活かしていく所存です。</p>

<事業計画>

No.	意見	事業者の見解
59	先日の説明会では“風車がすべて撤去されない可能性”についてはじめて言われました。昨年のアクアパルの説明会でも「由利本荘が粗大ゴミ置き場になるのを懸念している」という質問に「元どおりにするための積み立て貯金をしているし、必ず撤去する。」と言われたのに、これはどういうことでしょうか。	既設 15 基の風車についてはコンクリート基礎部分まで必ず撤去することをお約束致します。残地の可能性があると言明したのは杭基礎部分のことで、杭基礎については撤去しても地盤に影響を与えないことを、地権者、関係機関と確認のうえ撤去すべきか、残置すべきかを見極める方針です。具体的な撤去工事の内容については準備書以降の手続きにおいて提示致します。

<その他>

No.	意見	事業者の見解
60	この時は、山菜採りを生業とする方から、「風車が立ったあと、秋の山菜も春の山菜も、根こそぎなくなっている。今までになかったことなので」という質問に「調べます」と応じておられました。調査はしてくださったのでしょうか。事ほど左様に、自然破壊がすすんでいるし、現在進行形でもあるのに、住民の信頼を得られない現状を考えると、この計画は中止していただきたいです。	笹森山案件の説明会後に、山菜採りを生業とする方と一緒に現地確認を行い、山菜が問題なく生育していることを確認致しました。

意見と事業者の見解 (15)

秋田県由利本荘市 0 氏

<その他>

No.	意見	事業者の見解
61	<p>*すでに稼働している 3 事業風車により健康被害が発症しているが、それを認めない住民説明会で「健康被害は知らない」と言う。</p> <p>稼働地域の全ての住民の健康聞き取り調査もしていない。</p> <p>説明会資料の「苦情があったら、調査して、認められたら個別に対応する」とは影響を認めることではないか。</p> <p>事業者は「苦情」と言う言葉で表現するが、被害者にとっては毎日が“苦痛”です。</p> <p>これまでの公害歴史も放射線被害も、目に見えないものが原因の症状は因果関係を証明することが難しい。難しいからこそここに「企業倫理」が働かなければならないはずである。約 20 年前からこの地域における御社の企業活動が行われて来ているが地元住民から尊敬され信頼を得ている企業なのだろうか。</p>	<p>既設の風力発電事業に対して、風車の風切り音が気になることのご意見があったことはございますが、健康被害について当社発電所の近隣集落から訴えを受けたことはなく、集落の代表者の方々から聞き取りをした限りにおいては、住民の方に健康被害を訴える方がいらっしゃるのとは異なっております。</p> <p>音環境について、今後の現況調査を踏まえて新設の風力発電機の影響の予測及び評価を行い、影響が既設の事業と同程度以下となるよう配置計画に反映いたします。</p> <p>また、なんらかの健康被害が確認された場合には、原因把握に努め、必要な対応を検討させていただきます。</p>

<その他>

No.	意見	事業者の見解
62	既設のそれぞれの風車へ設置すべき、コンクリート基礎の鉄骨柱、金網フェンス、施錠、標識板設置など安全衛生設備について、まるでほとんど無防備のまま稼働してきたのを見ています。このことは地元住民、ハンター、猟犬など諸動物への思いやりや安全を無視してきた“安全衛生理念”の欠けた企業姿勢を表わしている。さらに、既設の3稼働事業それぞれの環境影響評価評価書縦覧のための稼働後の調査を行っているのか？また、いつ縦覧を行う予定なのか？	安全管理については法令等に則って標識やチェーンの設置、施錠を実施しています。 また、由利高原ウインドファーム、東由利原ウインドファームについては、稼働後の事後調査も実施しており、調査結果を取りまとめ次第、縦覧も行う予定です。既設の西目ウインドファームについては環境影響評価法の対象ではなかったことから、精度の高い調査は実施できていないのが現状ですが、本事業の準備書の作成に当たっては、既設の風力発電機の状態も含め、今後の現地調査において確認いたします。

<事業計画>

No.	意見	事業者の見解
63	*電気エネルギーは間に合っている。CO ₂ 削減にもならない。温暖化防止にもならない。 大型化して新しく建てる必要がない。	現状の 2,000kW 風車をより発電効率の良い 4,000kW 級風車に建て替えることで、既設の発電所以上に再生可能エネルギーの供給が可能となり、CO ₂ 削減にさらに寄与できるものと考えています。 発電所の建設において伐採は実施しますが、更新後の風力発電所の稼働による系統電力の代替に伴う CO ₂ の削減量は約 34,000t/年で、約 2,800ha のスギ林が 1 年間に吸収する CO ₂ 量に相当します。もちろん、環境影響評価を踏まえ、造成・伐採は最小化致しますが、仮に対象事業実施区域の全て約 441ha を伐採としても、風力発電事業による CO ₂ の削減効果の方が大きいと算定されます。

<事業計画>

No.	意見	事業者の見解
64	*更新とは言えない 別の場所に新しく更に大型の物を建てるのに「更新」と言うか？どこからだれが見ても「新築」なのにこれは「リフォーム」だと言ってるようなもの。「更新」という文字を使う以上、既設のものを完全に撤去し復帰した後、計画申請するのが筋。撤去計画もあやふや、「基礎は残すかも」などと言う。 こんな事業者は信用できない。	既設 15 基の風車についてはコンクリート基礎部分まで必ず撤去することをお約束致します。残地の可能性があると言明したのは杭基礎部分のことで、杭基礎については撤去しても地盤に影響を与えないことを、地権者、関係機関と確認のうえ撤去すべきか、残置すべきかを見極める方針です。具体的な撤去工事の内容については準備書以降の手続きにおいて提示致します。

<事業計画>

No.	意見	事業者の見解
65	<p>*事業区域がなぜ拡大したのか説明会での説明を聞いても理解できない・・・</p> <p>配慮書の計画配置図より方法書の配置図が大幅に拡大されている。説明会で特別鳥獣保護区があつてなんとかかんとか・・・と言っていたが、保護区はもともとそこにあつたはずである。</p> <p>何のためのアセス配慮書だったのか？</p> <p>このようなことが許されるのならアセス法はあつて無きがごとし、何をもって環境に配慮したことになるのかわからない。</p>	<p>前提として、対象事業実施区域として提示した範囲は、そのすべてに改変を加えるわけではなく、あくまで現時点で改変を加える可能性のある範囲を提示したものととなります。</p> <p>配慮書においては、事業計画段階の早期に配慮事項を把握するための手続きである特性上、計画の未熟な点がある中で「事業実施想定区域」をお示ししておりました。</p> <p>方法書においては、大型部材の輸送経路にあたる保健保安林内の拡幅ができない可能性が判明したことから、その場合に備え、輸送路拡幅部として想定しうる他の候補地を広めに包含させることで、調査範囲の不足がないように「対象事業実施区域」を設定しました。</p> <p>準備書以降の手続きでは具体的な風力発電機の設置箇所と輸送経路等を提示し、実際の改変面積をお示し致します。</p>

<その他>

No.	意見	事業者の見解
66	<p>*同時進行の洋上レノバの説明会と同じ低周波音グラフを説明会で示したい加減さ</p> <p>同じものを見せられた市民は驚いた。馬鹿にしているとしか言いようがない。いくら環境省のものでも 1500 キロワットの数値を 9500 キロワットの説明会で示したレノバ社と 4000 キロワットで示した御社のいい加減さは同列である。説明会資料には載せるべきでなかった。企業倫理と危機管理の欠如ではないか。</p>	<p>資料の意図としては、風力発電機の低周波音領域が卓越しているものではないことを示すものでしたが、今後は、誤解が生じないよう資料作成やご説明をするようにいたします。</p> <p>採用予定風車の周波数特性については、機種が未定のため現時点ではお示しできませんが、準備書以降の手続きにおいて提示いたします。</p>

<水の濁り>

No.	意見	事業者の見解
67	<p>*市民の命の水への影響と配慮がない</p> <p>由利高原風力の点在するため池や貯水池の近くに建てられてしまった風車群。</p> <p>子供の頃見た水面の美しさは失われてしまった、泥水が流れ込んでいる。</p> <p>この“更新”という地域も同様に命の水の大切な水源涵養地である。</p>	<p>基礎工事の掘削時の濁水及び降雨時の排水は各作業ヤードに設置する沈砂池に集約し、一部の土砂等を沈降除去した後、上澄み液(沈砂池排水)は、近接する林の土壤に浸透させるなど水域への影響が生じないように配慮する予定です。なお、排水場所は表土が下層植生や落葉落枝に覆われる等、土壤浸透能の大きい林地を選び、傾斜が急な林地は避けるよう努める方針です。</p> <p>また、造成箇所についても樹林伐採の最小化、緑化等により、雨水の地下涵養の維持に配慮してまいります。</p>

< 景観 >

No.	意見	事業者の見解
68	* 鳥海山を背景にする著しい景観破壊は許せない	鳥海山の眺望景観については、今後、フォトモンタージュを作成し、準備書においてお示しいたします。 本事業は、既設の風力発電機を大型化する一方で、基数を 15 基から最大 10 基程度に減少させる計画です。また、眺望景観に配慮して風力発電機の配置計画や塗装色を検討してまいります。

< 事業計画 >

No.	意見	事業者の見解
69	* 百害あって一利なし、誰も望んでいない地域貢献などいない	国は再生可能エネルギーの導入促進を掲げており、平成 30 年 7 月に閣議決定された第 5 次エネルギー基本計画においても再生可能エネルギーの主力電源化を目指すことが謳われているところ、当社としても本事業を通じて再生可能エネルギーの導入拡大に貢献して参りたいと考えております。 一方で、風力発電については様々なご意見があることと受け止めております。地域の方全員から賛同いただくのが難しいことは認識しておりますが、今後、関係自治体、関係機関、地元地区等のご意見を踏まえて事業計画を検討していくことで、本事業に少しでもご理解をいただけるよう努めてまいります。

< 環境全般 >

No.	意見	事業者の見解
70	* 他事業者との風車複合影響に無関心、調査も必要ないと言う これだけ山と海が近いこの地域の鳥類、渡り鳥は海や川を餌場として、里山を営巣地としている鳥もいるのに、「こちらの事業は山だから海の影響調査はしない」としている。 納得がいかない。	他事業との累積的な環境影響については、周辺の他事業における環境影響評価図書等の公開情報の収集等に努め、本事業との累積的な環境影響の有無について検討し、その結果、累積的な環境影響が生じる可能性がある場合には、累積的な環境影響の予測及び評価を行う方針です。

< 事業計画 >

No.	意見	事業者の見解
71	* 繰り返す、この計画は“更新”ではない。隣接する既設の完全撤去を求める。計画はその後である。	既設 15 基の風車についてはコンクリート基礎部分まで必ず撤去することをお約束致します。残地の可能性があるとして説明したのは杭基礎部分のことで、杭基礎については撤去しても地盤に影響を与えないことを、地権者、関係機関と確認のうえ撤去すべきか、残置すべきかを見極める方針です。具体的な撤去工事の内容については準備書以降の手続きにおいて提示致します。

< 事業計画 >

No.	意見	事業者の見解
72	<p>配慮書につぐ2回目の意見書です 前回自然エネルギーを活用して原発が止められるならば、いい事だと思いましたが不安が残り少しずつ勉強させていただきました。ユーラスさんはすでに実績がありデータもたくさん集められる立場ですから「健康被害の報告はありません」と言われても納得が出来ませんでした。調査とは医学的な知識を持った人が長期的に聞き取りをすることだと思います。ましてや会社や地権者に意見が言えない住民が多い地区ならば行政が向いて調べなければならぬ気がしています。さらに「再生可能エネルギーの導入拡大」を掲げる秋田県においては一社ごとの事業説明にまかせるのではなく県単位でかわらないと不十分です。どの会社の影響で風車病になったかなど特定できる状況ではありません。人が住めない公害ゴーストタウンにしないでください。</p>	<p>既設の風力発電機のアセスメントに関しては、環境影響評価法の対象ではなかったことから、精度の高い調査は実施できていないのが現状ですが、本事業の準備書の作成に当たっては、既設の風力発電機の状況も含め、今後の現地調査において確認いたします。</p> <p>なお、既設の風力発電事業に対して、風車の風切り音が気になるとのご意見があったことはございますが、健康被害について当社発電所の近隣集落から訴えを受けたことはなく、集落の代表者の方々から聞き取りをした限りにおいては、住民の方に健康被害を訴える方がいらっしゃると伺ったことはありません。建て替え後においても、住民の方から当社に訴えがあった場合には、原因把握に努め、当社の発電所に起因することが判明した際には必要な対応を検討することを約束致します。</p>

<事業計画>

No.	意見	事業者の見解
73	<p>1) 国は配慮書意見で ①既存風車の撤去 ②撤去のアセス実施 ③跡地の利用を進めているが、以下のようにこれらに全てが反する方法書となっており、方法書の体をなしていない。これではアセスの意味がないばかりか、事業者としての資質にも関わることではないのか。</p> <p>また、この地域において風力発電事業の撤去事業は初めてであり、他の事業者の前例にもなる。その意味でも重要なアセスでもあるが、その意識が感じられない。</p> <p>ア)「原則として全撤去」(住民説明会)、「全て撤去し、土地所有者との協議に従い現状復旧を行う方針」(縦覧資料)の文言中に「原則」「協議に従い」とあり、果たして「完全撤去」がなされるか不明。</p> <p>イ)「基礎部分のコンクリート躯体部を現場から撤去し埋戻す」とあるが、「搬出先が不明」など具体性がない。</p> <p>ウ)撤去の「具体的な工期は検討中」でしかもその工事始まりは2022年10月となっており、具体性に欠ける。</p> <p>エ)国の「アセスを行うように」との意見に御社は同意しながらもアセスの具体的なスケジュールがない。また国は「(アセスを)行わない場合には、本方法書において、その合理的な理由を検討経緯も含めて適切に記載すること」としているが、皆無である。</p> <p>オ)「跡地の利用」は撤去工事の終了後でなければ不可能だが、更新工事着工の方が早く「(2つの)工事が重複する可能性もある」などと述べている。これでは全跡地利用は無理で、1~2基ほどの跡地の利用で済まされる可能性もある。残りの既存風車のコンクリートの基礎部はそのままなどの恐れはないだろうか。</p> <p>本方法書からはコストのかかる非生産的撤去はテキトーにして「更新事業」という名の新規事業を早くやりたいとの思いがひしひしと伝わってくるが、これでは「更新事業」の15年後もこのようなものだろう。「後始末」をきちんとすることは事業を始めたものの責務でいい加減は許されない。</p>	<p>1)経産省大臣意見及び先行案件((仮称)笹森山風力発電事業)での説明会での住民説明会での参加者のご意見も踏まえ、②について、方法書では撤去についてもアセスの対象に含めました。①、③については以下に回答致しますが、ご指摘事項及びご意見を方法書に反映しているとの認識です。</p> <p>ア)既設15基の風車についてはコンクリート基礎部分まで必ず撤去することをお約束致します。残地の可能性があるとして説明したのは杭基礎部分のことで、杭基礎については撤去しても地盤に影響を与えないことを、地権者、関係機関と確認のうえ撤去すべきか、残置すべきかを見極める方針です。具体的な撤去工事の内容については準備書以降の手続きにおいて提示致します。</p> <p>イ)具体的な搬出先は未定ですが、適切な資格を有する産廃業者に処分を依頼致します。</p> <p>ウ)当社が現時点で最短で工事に着手できると見込んでいる2022年4月を暫定的に工事着手年月と致しました。具体的な撤去を含む、工事の内容については準備書以降に提示致します。</p> <p>エ)環境アセスの具体的なスケジュールについては、今後の状況を踏まえ変更の可能性もありますが、住民説明会において概略をお示ししております。撤去の具体的なスケジュールについては、今後の現地調査結果も踏まえて検討するため現時点では未定です。なお、方法書に記載のとおり、撤去工事についても環境影響評価の対象として調査、予測及び評価を実施する方針です。</p> <p>オ)前述しました通り、既設15基の風車についてはコンクリート基礎部分まで必ず撤去することをお約束致します。一部の工事について(例えば、輸送路の拡幅等の道路改良)については、既設の風車を撤去せずとも実施できるため、撤去工事と新設のための工事は重複するものと考えています。</p>

<環境全般>

No.	意見	事業者の見解
74	<p>2) 本方法書では事業実施区域が配慮書より広がっている。配慮書において「複数案」として広くとることはあるが、この逆はあり得ない。これでは配慮書で配慮すべき項目を検討しないで方法書に移行したことになる。また、配慮書の事業区域の範囲で国を含む審査を受けたのであり、本方法書は違反であり従って、方法書の体をなさない。少なくともアセスを配慮書段階まで戻すべきである。事業区域が拡大したことにより配慮書段階で配慮すべきと思われる項目には「鳥獣特別保護区」「保安林」「自然草原」が区域に入り、影響が拡大する。また、工事用の道路が「コロニー」の近くを通ることになるが、「工事用資材等の搬出入」に関して「騒音」「振動」「粉じん等」「窒素酸化物」は省かれることになり(どういうわけか本方法書でも省かれている)、最も考慮されるべき事項ではないか。</p>	<p>配慮書においては、事業計画段階の早期に配慮事項を把握するための手続きである特性上、計画の未熟な点がある中で「事業実施想定区域」をお示ししておりました。</p> <p>方法書においては、大型部材の輸送経路にあたる保健保安林内の拡幅ができない可能性が判明したことから、その場合に備え、輸送路拡幅部として想定しうる他の候補地を広めに包含させることで、調査範囲の不足がないように「対象事業実施区域」を設定しました。新たに追加した区域には、「鳥獣特別保護区」が含まれました。「保安林」及び「自然草原」については、配慮書段階の事業実施想定区域に含まれております。</p> <p>また、本事業と事業特性及び地域特性が類似するユーラス由利高原ウインドファーム(秋田県由利本荘市、発電所総出力51,000kW)における環境影響評価(工事用車両台数:往復538台/日)では、工事用資材等の搬出入に伴う騒音、振動、粉じん等(降下ばいじん)及び窒素酸化物(二酸化窒素)の予測結果は、いずれも環境基準値等を下回ります。そのため、工事用資材等の搬出入に係る騒音、振動、粉じん等及び窒素酸化物については、事業特性及び地域特性の観点から類似の事例により影響は小さいものと考えます。</p>

<その他>

No.	意見	事業者の見解
75	<p>3) 本事業の風車は4000kWである。しかし、「環境騒音」において「一般環境騒音、交通騒音、乗り物の中の騒音、など」の各グラフと1500kWの風車のものであることを伏せたままのグラフを示して、「風車騒音は低周波数成分において特に卓越していない」と「風車の騒音」は大したことがないと思わせる資料を住民説明会で示した。住民への健康被害の可能性をカムフラージュするもので、このような「ごまかし」は許されるものではない。ちなみにこの同じグラフを使った「手法」を他の同業者も用いており、「どこも同じだ」と思った。</p> <p>御社は当地で早い段階から15年間も風力発電事業を行ってきた。あらゆる環境面への累積的なデータの蓄積もあるはずである。単基出力が増加することによる影響予測などは国の意見にもあるように、自身のデータを示せばいいことではないか。示せない理由が何かあるのではと思わざるを得ない</p>	<p>資料の意図としては、風力発電機の低周波音領域が卓越しているものではないことを示すものでしたが、今後は、誤解が生じないように資料作成やご説明をするようにいたします。</p> <p>採用予定風車の周波数特性については、機種が未定のため現時点ではお示しできませんが、準備書以降の手続きにおいて提示いたします。</p> <p>なお、既設の風力発電機のアセスメントに関しては、環境影響評価法の対象ではなかったことから、精度の高い調査は実施できていないのが現状ですが、本事業の準備書の作成に当たっては、既設の風力発電機の状態も含め、今後の現地調査において確認いたします。</p>

<事業計画>

No.	意見	事業者の見解
76	4) 本事業の出力は3万kWである。しかし基数は「出力の抑制により3万kWに調整」とある。本事業は「定格出力3000～4000kW級最大10基程度」となっている計画であるが、御社は4000kWの風車を10基建てたいが、すると総出力は4万kWとなる。そこでオーバーの1万kW分を「調整」することで解決としたいらしい。しかし、これは許されるのだろうか。総出力の3万kWの枠は動かさないのだから、単基4000kWの風車を望むのであれば基数を減らすか、出力の低いものを採用しなければならないのではないかと。事業者は1基でも多く建てたいのだろうか、その分環境への影響が増えることになる。従ってこれは「ごまかし」ではないのか。	本事業は、既設の風力発電機を大型化する一方で、基数を15基から最大10基程度に減少させる計画です。今後の現況調査を踏まえて新設の風力発電機の影響の予測及び評価を行い、影響が既設の事業と同程度以下となるよう配置計画に反映いたします。

<水の濁り>

No.	意見	事業者の見解
77	5) 工事に伴う土砂流入により河川の水質が汚染され、川下である「重要な地形及び地質」として数種の指定を受けている「本荘砂丘及び西目海岸」や「自然草地（植生自然度10）」への影響が懸念される。	基礎工事の掘削時の濁水及び降雨時の排水は各作業ヤードに設置する沈砂池に集約し、一部の土砂等を沈降除去した後、上澄み液（沈砂池排水）は、近接する林の土壤に浸透させるなど水域への影響が生じないように配慮する予定です。このため、「本荘砂丘及び西目海岸」及び海岸沿いの「自然草地（植生自然度10）」への影響は生じないものと考えます。

<景観>

No.	意見	事業者の見解
78	6) 鳥海山はここに生きる私たちのシンボルであり、あらゆる学校の校歌にも歌われている。しかし、御社の風車が建設されて以来、鳥海山を仰ぐ度に乱立する風車が目に入り、私たちの精神的な安らぎが損なわれてきた。ここで風車に寿命がきてそのことを喜んだが、更新だという。しかも更に大型に。アセスでは観光地からの景観だけを重要視するが、そこで生活するものたちの視点がない。景観は私たちの文化であり歴史である。勝手に「最小化」などと言って欲しくない。景観を決めるのはそこに住む者たちである。	鳥海山の眺望景観については、今後、フォトモンタージュを作成し、準備書においてお示しいたします。なお、主要な眺望点のみならず身近な景観の視点場についても対象としております。 本事業は、既設の風力発電機を大型化する一方で、基数を15基から最大10基程度に減少させる計画です。また、眺望景観に配慮して風力発電機の配置計画や塗装色を検討してまいります。

<事業計画>

No.	意見	事業者の見解
79	<p>7) 私たちは風車建設による自然破壊を防ぎ、CO₂を吸収してくれる由利本荘の豊かな自然を守ることでCO₂削減に貢献している。御社の挙げる「地域貢献」とは「地方の犠牲」を益々強いるものである。本方法書にはアクセスに入ればどんなものでも通る、これまでだっただけでよかったとの奢りが感じられる。しかし、私たちにはもう風車はごめんである。</p> <p>世界に事業を展開させている御社は海外の事情にも精通しているはずである。デンマークではもはや陸上の風車建設は禁止と聞く。デンマークでいらないものは同じ理由で日本でもいらない。</p> <p>以上</p>	<p>発電所の建設において伐採は実施しますが、更新後の風力発電所の稼働による系統電力の代替に伴うCO₂の削減量は約34,000t/年で、約2,800haのスギ林が1年間に吸収するCO₂量に相当します。もちろん、環境影響評価を踏まえ、造成・伐採は最小化致しますが、仮に対象事業実施区域の全て約441haを伐採としても、風力発電事業によるCO₂の削減効果の方が大きいと算定されます。したがって、当社事業が由利本荘の豊かな自然を守ることに逆行するものではないと考えております。</p> <p>一方で、風力発電については様々なご意見があることと受け止めております。地域の全員から賛同いただくのが難しいことは認識しておりますが、今後、関係自治体、関係機関、地元地区等のご意見を踏まえて事業計画を検討していくことで、本事業に少しでもご理解をいただけるよう努めてまいります。</p> <p>デンマークの一部の自治体において、陸上風力から洋上風力へ移行を促す取り組みがあることは承知しておりますが、デンマークの国策として、陸上風力のこれ以上の導入が禁止されているわけではなく、また同国では風力発電の総発電量に占める割合は41%（2018年）と高く、日本とは状況も異なります。</p> <p>日本では再生可能エネルギーの導入促進を掲げており、平成30年7月に閣議決定された第5次エネルギー基本計画においても再生可能エネルギーの主力電源化を目指すことが謳われているところ、当社としても本事業を通じて再生可能エネルギーの導入拡大に貢献して参りたいと考えております。</p>

<環境全般>

No.	意見	事業者の見解
80	<p>風力発電事業に関し、日本各地又は世界各国で様々な議論が展開されている中、地球温暖化対策として再生可能エネルギー確保の観点からは有利性は理解出来る所ではありますが、計画地域住民の立場からは多数の問題点を取り除かれなければ懸念が生じる事案ではないかと考えます。</p> <p>自然を利用した風力発電は、環境的には空気を汚す事も体に害もなくCO₂排出原単位が少ないとされていますが、自然豊かな地域への建設では樹木の伐採等の環境破壊・鳥類など生息する地域の破壊。</p> <p>発電機を建設するあたり、地盤・土地の崩壊などからの災害。</p> <p>電磁波（低周波）・シャドーフリッカーによる人間・人と共存する動物・自然界の生物への影響は不安要因です。</p> <p>動物に接する職業柄、聴力の優れた動物たちが騒音等による苛立ちや原因不明の病気になる場合もあり、人には感じ取れない問題もあると考えます。あらゆる問題が改善され地域と融和出来る事業になります事を希望します。</p>	<p>今後は頂戴したご意見を踏まえつつ環境影響評価手続きを進めて参ります。</p> <p>具体的には、今後実施する現地調査結果を踏まえて事業による周辺環境への予測及び評価を行い、環境保全措置を検討いたします。</p> <p>また、本事業は、既設の風力発電機を大型化する一方で、基数を15基から最大10基程度に減少させる計画です。今後の現況調査を踏まえて新設の風力発電機の影響の予測及び評価を行い、影響が既設の事業と同程度以下となるよう配置計画に反映いたします。</p>

<動物>

No.	意見	事業者の見解
81	<p>地元の野鳥愛好家グループによる日頃の観察結果に基づいて、鳥類保護の視点から意見を申し上げます。</p> <p>本事業実施想定区域は猛禽類（サシバ・ハチクマ・ノスリ・ハイタカ・ツミ・オジロワシ等）、ガン・カモ・ハクチョウ等（オオハクチョウ・コハクチョウ・マガン・ヒシクイ・シジュウカラガン・ハクガン等）およびスズメ目をはじめとする一般鳥類の渡りの経路上にあります。また周辺の環境は希少猛禽類の生息適地であり、ミサゴ・オオタカ・ハヤブサ・クマタカ等の生息・営巣が認められているだけでなく、イヌワシの行動圏であることも指摘されています。さらに冬期は近隣の水田がガン・カモ・ハクチョウ類の採餌場になっており、これらの鳥がねぐらとの往復時に頻繁に通る場所でもあります。</p> <p>一般に鳥類の渡りのルートに風力発電施設を建てることは避けるべきであると専門家からは指摘されています。本事業は海沿いの丘陵地帯にあり、本事業単独でも渡り鳥への影響は多大であると考えられる上に、本事業が開始した時と比べて周辺に風力発電施設が大幅に増えていることから、鳥類保護の観点から本事業は更新せず、終了することが妥当です。この点を是非検討していただきたい。</p> <p>あえて強行するのであれば、渡り鳥、希少猛禽類、および一般鳥類に対する影響を最小限にするべきであり、そのために以下の事項を要望します。</p>	<p>専門家等からの意見を十分に考慮し、渡り鳥、希少猛禽類及び一般鳥類の現地調査を実施いたします。また、今後の現地調査の結果を踏まえて、確認された鳥類等について予測及び評価を行い、適切な環境保全措置を検討いたします。</p>

<動物>

No.	意見	事業者の見解
82	<p>1. 調査の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・渡りは鳥の種類によって時期が異なり、また日ごとに飛ぶ数に変動するため、3月4月、および9月から11月は頻繁に行うべきです。方法書では3月～4月に2回、10月～11月に2回とありますが、それでは渡りの実態は到底つかめません。また9月はサシバやハクチョウ等の渡りがあるため、9月にも相当数の日数をとって行うべきです。具体的には最低でも週に2,3日は取っていただきたい。 ・本事業のための調査のみならず、近隣の風力発電事業における調査のすべてを参照し累積的影響評価を行うことを求めます。具体的には貴社実施による近隣の風力発電事業の調査によって得られたデータはすべて利用し、近隣の他企業による事業（にかほ高原、由利本荘海岸等）の調査によるデータも可能な限り入手し、渡りのルート、希少猛禽類の営巣地と繁殖期の行動半径、すべての鳥類の衝突死亡数等を把握してください。また、風車が増加していく過程で渡りの経路や猛禽類の繁殖にどのような変化が生じたのかを検証してください。それらを踏まえたうえで、本事業の予測評価を行ってください。評価の際には単に衝突確率だけでなく、風車を避けることによって生じるエネルギーロス、採餌環境の悪化による繁殖率の低下等も考慮することも求めます。 ・由利本荘市内には冬期、多くのガン・ハクチョウ類が渡来します。これらの鳥はねぐらと採餌地である水田を頻繁に往復しますが、その際に本事業想定区域付近も通過することが目撃されています。方法書の専門家意見ではハクチョウは衝突の恐れのある高度は飛ばないとされていますが、現地のハクチョウは丘陵の尾根上に建つ風車の間をすり抜けて飛ぶことが日常的に観察されており、衝突するのに十分な高度を飛んでいます（写真参照）。 <p>(写真) 平成30年11月9日 (風車は由利高原ウインドファームのもの) (写真) 平成30年11月9日 (風車は由利高原ウインドファームのもの)</p>	<p>渡り鳥調査については、専門家等の助言も踏まえながら、調査頻度（期間・日数）を検討いたします。</p> <p>本事業の風力発電機設置検討範囲と No.5（ユース由利高原ウインドファーム）の風力発電機及び No.13（(仮称)秋田県由利本荘市沖洋上風力発電事業）の対象事業実施区域との離隔は、それぞれが約3km、約2km程度となります。改正主務省令第十八条では、影響を受ける範囲は1kmとされていることから、本事業との累積的影響はほとんど生じないと考えます。</p> <p>貴重な情報提供をいただき、ありがとうございます。</p> <p>冬季には、いただいたご意見の内容も踏まえた上で、ガン・ハクチョウ類の飛翔高度に留意して鳥類調査を実施してまいります。</p>

<動物>

No.	意見	事業者の見解
83	<p>また、同じく専門家意見で秋田県ではハクチョウの衝突例は報告されていないとされていますが、由利本荘市内では昨年、風車に衝突したとみられるハクチョウの死骸が発見されています。(写真参照)</p> <p>(写真) 平成 30 年 11 月 8 日 (写真) 平成 30 年 11 月 8 日</p> <p>以上のことから、本事業の風車によってもガン・ハクチョウ類の衝突が起きる可能性は十分にあると考えられ、これに対する対策を取っていただくことを求めます。このため、ガン・ハクチョウ類が頻繁にねぐらと採餌場を往来する冬期には、これらの鳥の行動も把握するような冬期の調査を実施することを求めます。</p>	<p>貴重な情報提供をいただき、ありがとうございます。</p> <p>冬季には、いただいたご意見の内容も踏まえた上で、鳥類調査を実施してまいります。</p>

<動物>

No.	意見	事業者の見解
84	<p>2. 風車の設置位置および事業範囲</p> <p>本事業は既に 20 年近く稼働しているため、現在の風車の位置は鳥にとって既知のものになっています。風車の位置を変更することは鳥にかく乱を起こし、衝突の確率を増大させるので避けるべきです。</p> <p>また、事業拡張によって周辺の森林を伐採することは、鳥の営巣環境や採餌環境を崩壊させてしまいます。</p> <p>更新するのであれば、面積は拡張せず、風車の位置を変更しないことを強く求めます。</p> <p>なお、この意見は概要にまとめる際に原文のまま採用すること、また写真も掲載あるいは添付することを希望いたします。</p> <p>以上</p>	<p>専門家等からの意見を十分に考慮し、鳥類の現地調査を実施いたします。また、今後の現地調査の結果を踏まえて、バードストライクの予測及び評価を行い、適切な環境保全措置を検討いたします。また、配置・造成計画の検討にあたっては樹木伐採の最小化に努めます。</p> <p>頂戴したご意見は、そのまま掲載しております。写真は末尾に掲載いたしましたが、他社発電所における写真については弊社では確認ができかねることから割愛させていただきました。</p>

意見と事業者の見解 (20)

秋田県由利本荘市 T 氏

<事業計画>

No.	意見	事業者の見解
85	<p>・景観、更新計画について</p> <p>国道 7 号線伝いの丘陵に立ち並ぶ御社の風力 15 基によって旧本荘地区、西目の桜の名所である浜館公園から見る仁賀保高原、鳥海山方面の風景が台無しにされた 15 年だった。風車の耐用年数から当然、全撤去工事の際には環境影響評価の対象として見極めたいものと思っていた。</p> <p>(次頁へ続く)</p>	<p>・景観、更新計画について</p> <p>眺望景観については、今後、フォトモンタージュを作成し、準備書においてお示し致します。</p> <p>本事業は、既設の風力発電機を大型化する一方で、基数を 15 基から最大 10 基程度に減少させる計画です。また、眺望景観に配慮して風力発電機の配置計画や塗装色を検討してまいります。</p> <p>(次頁へ続く)</p>

No.	意見	事業者の見解
85	<p>(前頁からの続き)</p> <p>しかも更新計画の事業対象区域、風力発電機設置範囲は既設風車区域より更に拡大されている。</p> <p>15年前とは異なり、各段に増えたこの一帯の他事業も含めた風車によって動植物の生態系への影響は短期間の調査、予測以上の危機に陥っているものと思う。</p> <p>「更新事業」と銘打ってのこの計画は住民は説明会に出向かないと周知されない。しかも説明会で発表されたデータの良い加減さには事業側の姑息が見え全てが信用できない。</p> <p>・この事業による地域貢献について</p> <p>既設風力によるこれまでの実績で、20,000世帯分の発電、年間CO₂の削減量の掲載について、風力を含めた再生エネルギー賦課金により歯止めがきかない電気料の増加、CO₂の排出が多い火力発電が風力の増加に伴い、県内では発電所の増設が必要になっている。</p> <p>この矛盾に市民は気づきはじめています。</p> <p>更新を中止し、既設風車を完全撤去し、この由利本荘市の住民の健康、自然を壊さないでほしい。</p>	<p>(前頁からの続き)</p> <p>また、動植物・生態系については、専門家等からの意見を十分に考慮し、現地調査を実施いたします。今後の現地調査の結果を踏まえて、確認された動植物について予測及び評価を行い、適切な環境保全措置を検討いたします。</p> <p>・この事業による地域貢献について</p> <p>事業者として、発電原価を低減する等、風力発電をコスト競争力のある電源に育成していく必要があることは重々承知しておりますが、再生可能エネルギー賦課金のうち太陽光発電が負担金の約80%を占めるのに対し、風力発電は導入中ということもあり、約8%と小さい値となっております。</p> <p>火力発電所の増設については、風力発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入に起因するわけではなく、原子力発電所の停止分を現在補っている老朽化した火力発電所等で設備更新の需要が高まっていること、並びに、電力自由化に伴い、新規参入を目指す発電事業者を中心に自社電源としての新たな火力発電所の建設計画が多く立ち上がったことが背景にあります。他方で、温暖化対策への関心の高まりから、計画の変更や中止も相次いでいる現況を踏まえても、引き続き風力をはじめとする再生可能エネルギーの導入促進は重要と考えており、当社としても本件事業を通じて再生可能エネルギーの導入拡大に貢献して参りたいと考えております。</p> <p>一方で、風力発電については様々なご意見があることと受け止めております。地域の方全員から賛同いただくのが難しいことは認識しておりますが、今後、関係自治体、関係機関、地元地区等のご意見を踏まえて事業計画を検討していくことで、本事業に少しでもご理解をいただけるよう努めてまいります。</p>

意見と事業者の見解 (21)

秋田県由利本荘市 U氏

<事業計画>

No.	意見	事業者の見解
86	<p>自分なりに風力発電について理解しようと思っておりますが、わからないことが多々あります。説明会でお聞きできなかったのをごでお尋ねします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近の3年間に東北電力管区で消費された電力のうち、再生可能エネルギーが占める割合を教えてください。発電した量でなく、消費された量をお願いします。 ・貴社の売り上げは実際に発電して東北電力に流した分量で換算するのですか、それとも最大発電可能量に稼働率（例えば30%）を掛け合わせたみなし量で換算されるのですか？ ・発電した電力はすべて売電できるのですか？ ・今後風力発電が増加していっても今の送電線網では受け入れが難しいと聞いたことがあります。送電線網の見通しはどうなっているのですか？ ・貴社他事業での説明会で、蓄電技術が確立すれば不安定な風力の問題も解決すると説明されていましたが、蓄電技術の見通しはどうなっていますか？具体的に何年先にどのような技術が確立する見通しなのかを教えてください。 ・今後仮にFIT制度が終了した場合、事業の存続はお考えですか？ ・撤去したあとの風力発電設備の搬出先は未定であるとのことですが、候補として挙げられている場所を教えてください。 ・撤去した風車のブレードの処理方法を教えてください。 ・風車のブレードの素材は具体的にはどのようなものですか。 ・今回西目風力発電事業では事業面積をほぼ倍増していますが、なぜこのような必要があるのですか？技術の進歩を考えればむしろ事業面積を縮小できるのではないかと思いますか…。 <p>以上お答えいただければ幸いです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・東北電力の消費電力（再エネの占める割合）正確な東北電力管区内の消費電力量に関するデータ入手が困難であったため、類似のデータとしてご参考まで東北電力の販売電力量と電源構成の比率を以下に記載致します。 <p><平成29年度></p> <p>東北電力の販売電力量は720億300万kW（電源比率：石炭火力38%、ガス火力36%、石油その他火力3%、再生可能エネルギー（FIT電気を除く）7%、FIT電気8%、卸電力取引所1%未満、その他1%未満、水力（3万kW以上）7%）</p> <p><平成28年度></p> <p>東北電力の販売電力量は742億5,800万kW（電源比率：石炭火力38%、ガス火力38%、石油その他火力5%、再生可能エネルギー（FIT電気を除く）7%、FIT電気6%、卸電力取引所1%未満、その他1%未満、水力（3万kW以上）5%）</p> <p><平成27年度></p> <p>東北電力の販売電力量は750億570万kW（電源比率：石炭火力40%、ガス火力36%、石油その他火力4%、再生可能エネルギー（FIT電気を除く）8%、FIT電気5%、卸電力取引所1%未満、その他1%未満、水力（3万kW以上）6%）</p> <p>※参照先：東北電力株式会社 IR資料室 ファクトブック 電力供給 https://www.tohoku-epco.co.jp/ir/report/factbook/pdf/fact01.pdf</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弊社の東北電力への売電量は、実際に東北電力へ送電した電力量のことです。 ・発電した電力は全量、東北電力に売電可能です。 ・ご認識の通り、現在の系統の状態と運用ではこれ以上の風力発電の接続は難しい状態です。この状態を解消すべく、広域機関や東北電力が、現在、系統の増強工事や合理的な系統の運用制度の設計等を進めていますので、今後も風力発電の接続は徐々に改善され、受け入れされる見込みです。なお、本事業については既設発電所の連系可能容量30,000kWを引き継いで事業を実施します。 <p>（次頁へ続く）</p>

No.	意見	事業者の見解
86		<p>(前頁からの続き)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社の蓄電池に係る取り組み状況について、当社グループ会社の北海道北部風力送電株式会社を介して、北海道道北地区での「風力発電のための送電網整備の実証事業」において出力 240MW (24 万 kW)、蓄電容量 720MWh (72 万 kWh) の蓄電池を併設する工事の準備を進めております。工事は 2020 年に着手し、2022 年に稼働予定です。 当社以外では、東北電力が南相馬変電所で容量 40MWh (4 万 kWh)、出力 40MW (4 万 kW) の大容量蓄電池システムを設置し、営業運転を 2016 年より開始する等、蓄電池に取り組みが着々と進んでいます。 ・FIT 制度もですが、西目更新計画の操業 20 年後の事業の継続については、その時点の制度や社会情勢を踏まえ判断致しますので、現時点では判断しかねます。 ・具体的な搬出先は未定ですが、適切な許可を有する産廃処理業者に処理を依頼する予定です。 ・ブレードを含む、風車部品については、適切に養生し、粉じんが飛散しないように措置したうえで現地にて解体し、適切な許可を有する産廃処理業者に処理を依頼致します。 ・一般的な風車ブレードの素材は GFRP (ガラス繊維強化プラスチック) で、風車以外ですと、自動車の構造体等利用されており、軽さと強度を兼ね揃えた素材です。 ・前提として、対象事業実施区域として提示した範囲のすべてに改変を加えるわけではなく、あくまで現時点で改変を加える可能性のある範囲を提示したものととなります。 配慮書においては、事業計画段階の早期に配慮事項を把握するための手続きである特性上、計画の未熟な点がある中で「事業実施想定区域」をお示ししておりました。方法書においては、大型部材の輸送経路にあたる保健保安林内の拡幅ができない可能性が判明したことから、その場合に備え、輸送路拡幅部として想定しうる他の候補地を広めに包含させることで、調査範囲の不足がないように「対象事業実施区域」を設定しました。 準備書以降の手続きでは具体的な風力発電機の設置箇所と輸送経路等を提示し、実際の改変面積をお示し致します。

意見と事業者の見解 (22)

秋田県由利本荘市 V氏

<環境全般>

No.	意見	事業者の見解
87	<p>レノバKは、メリットはたくさんありますと話していますが、風力（風車）が立ってからデメリットが増えています。秋田市までに大小の風車が、あつという間に増えています。（複数の声からも）鳥海山、日本海、丘の土地のすき間を無くすみたいです。。。</p> <p>秋田県は、自然豊かで、鳥海山もジオパークになってから観光客も増えています。このごろ風車目立つなと痛感者もいるのでは</p> <p>デメリット1は、自然の景観破壊！</p> <p>デメリット2は、電気代の値上がり</p> <p>再生エネルギーのためになぜ、賛成していない人からお金をとるのか理解できません</p> <p>デメリット3は、健康被害いや破壊かも</p> <p>レノバ K は少数いや一部の人が風車病と訴えていると説明していますが、低周波音等の健康被害は体験した人でなければ分かりません。毎日々耳鳴りで苦しむ人は増えています。以上3デメリットを訴えます。</p>	<p>今後は頂戴したご意見を踏まえつつ環境影響評価手続きを進めて参ります。</p> <p>具体的には、今後実施する現地調査結果を踏まえて事業による周辺環境への予測及び評価を行い、環境保全措置を検討します。</p> <p>また、本事業は、既設の風力発電機を大型化する一方で、基数を15基から最大10基程度に減少させる計画です。今後の現況調査を踏まえて新設の風力発電機の影響の予測及び評価を行い、影響が既設の事業と同程度以下となるよう配置計画に反映いたします。</p> <p>なお、既設の風力発電事業に対して、風車の風切り音が気になることのご意見があったことはございますが、健康被害について当社発電所の近隣集落から訴えを受けたことはなく、集落の代表者との方々から聞き取りをした限りにおいては、住民の方に健康被害を訴える方がいらっしゃると伺ったことはありません。建て替え後においても、住民の方から当社に訴えがあった場合には、原因把握に努め、当社の発電所に起因することが判明した際には必要な対応を検討することを約束致します。</p>

意見と事業者の見解 (23)

秋田県由利本荘市 W氏

<事業計画>

No.	意見	事業者の見解
88	<p>本当に風車は地球に優しい、良い物だと事業所のみなさんは考えているのでしょうか？温暖化防止の為に緑が大切。自然を守ろう！と、ボランティアまでして樹木を増やそうとしている人間もいれば、あなた達のように、かんたんに木を切り倒し、動物をも追いやる人もいます。そして、遠くでそれを見てお金をだしてもうけようとして笑っている人間もいます。</p> <p>電気が足りないなら、節約生活か、電気を使わなくても便利に暮らせる方法を考えるべきでは、ありませんか？</p> <p>由利本荘市は近代的な町では、ありません。自然をそのままにしていたから、今まで他の町よりは、大きな自然災害、被害もなく穏やかに暮らせてこれたのです。</p> <p>そっとしといてももらえませんか？</p> <p>そんなに風車がすばらしい物なら、あなた達の家の周りに10基もたててみてください。</p> <p>あまりにも電気にたよりすぎる生活になりましたね。</p>	<p>国は再生可能エネルギーの導入促進を掲げており、平成30年7月に閣議決定された第5次エネルギー基本計画においても再生可能エネルギーの主力電源化を目指すことが謳われているところ、当社としても本件事業を通じて再生可能エネルギーの導入拡大に貢献して参りたいと考えております。</p> <p>発電所の建設において伐採は実施しますが、更新後の風力発電所の稼働による系統電力の代替に伴うCO₂の削減量は約34,000t/年で、約2,800haのスギ林が1年間に吸収するCO₂量に相当します。もちろん、環境影響評価を踏まえ、造成・伐採は最小化致しますが、仮に対象事業実施区域の全て約441haを伐採としても、風力発電事業によるCO₂の削減効果の方が大きいと算定されます。</p> <p>一方で、風力発電については様々なご意見があることと受け止めております。地域の方全員から賛同いただくのが難しいことは認識しておりますが、今後、関係自治体、関係機関、地元地区等のご意見を踏まえて事業計画を検討していくことで、本事業に少しでもご理解をいただけるよう努めてまいります。</p>

<事業計画>

No.	意見	事業者の見解
89	<p>本事業の更新計画は、更新の条件を全く満たしていないと私には思われるので、即刻環境影響評価を中止し事業計画を撤退して頂きたいと思えます。</p> <p>更新計画というのは、今まで稼働してきた施設の運用実績に基づき、このまま継続稼働するのが妥当で、環境影響もないと判断できることに限り、同一の場所での更新が認められるものと私は考えます。したがって、今回の更新事業をやるにあたっては、今までの長きにわたる稼働期間に実際に調査した環境影響評価をすべて公開して、影響が認められないという報告をし、その判断が妥当と認められて初めて更新計画を始めることができるというのが世の中の常識と言うものです。</p> <p>西目風力発電事業はすでに10数年の稼働実績があり、当然この運用期間にわたっての環境影響評価を行っているものと思えます。</p> <p>しかし、今回の本事業計画の方法書を見ると、このような稼働後の調査と評価は一切示されておらず、あたかも新たに事業を計画したかのような環境影響評価をこれから初めて行う計画になっています。先日の説明会場で、御社社員にこのことを聞くと「当時は、事後調査が法律で義務化されていなかったもので残念ながらそういう記録はない」ということでした。しかし事後調査をすることは、法律の有無にかかわらず事業者として当然果たさなければならない義務と思えます。しかも本計画は、現在稼働中の風車設備はそのままにしておいて、南方向に広く自然林を伐採して同規模の風車を拡張工事しようとしており、大規模自然破壊がまたしても行われることとなります。更新事業とはとても言えない自然破壊行為であり、環境事業者としての見識が大いに疑われます。</p> <p>由利本荘・にかほ地域は生態系の頂点に位置するイヌワシ、クマタカをはじめとする猛禽類の宝庫です。このことは、それを支える生物が豊富に存在して下支えしていることを意味します。この自然の豊かさこそがこの地域の財産であり、今後長きにわたって守っていく責務が我々にはあります。そもそも由利本荘市には、すでに需要をはるかに上回る風車設備が乱立し、しかも電力として有効活用もされていません。</p> <p>近視眼的な企業論理だけで、ふるさとの自然財産を破壊し続ける風力発電事業は許されない愚行であると私には思えます。</p> <p>以上</p>	<p>既設の風力発電機のアセスメントに関しては、環境影響評価法の対象ではなかったことから、精度の高い調査は実施できていないのが現状ですが、本事業の準備書の作成に当たっては、既設の風力発電機の状況も含め、専門家等からの意見を十分に考慮し、生態系等の現地調査を実施いたします。また、今後の現地調査の結果を踏まえて、確認された動植物や鳥類について予測及び評価を行い、適切な環境保全措置を検討いたします。</p> <p>なお、本事業は増設ではなく、既設の風力発電機を大型化する一方で、基数を15基から最大10基程度に減少させる計画です。</p> <p>国は再生可能エネルギーの導入促進を掲げており、平成30年7月に閣議決定された第5次エネルギー基本計画においても再生可能エネルギーの主力電源化を目指すことが謳われているところ、当社としても本件事業を通じて再生可能エネルギーの導入拡大に貢献して参りたいと考えております。</p>

意見と事業者の見解 (25)

秋田県由利本荘市 Y氏

<環境全般>

No.	意見	事業者の見解
90	<p>○今建っている風車を解体したのち工事をするのでなければ更新とは言わない。</p> <p>○サイズが 1.5 倍になることによりバードストラク、シャドー・フリッカーなどの悪影響が増大する。</p> <p>○超底周波被害の増大も懸念される。(コローニーや週辺部落への健康被害)</p> <p>○鳥海山の眺望が醜悪になる。</p> <p>○以上の理由から当事業は中止せよ！！</p>	<p>既設の風力発電機の撤去工事は実施する計画ですが、現時点では施工計画を検討している段階であり、具体的な撤去工事の内容については、今後の準備書で提示いたします。</p> <p>今後は頂戴したご意見を踏まえつつ環境影響評価手続きを進めて参ります。</p> <p>具体的には、今後実施する現地調査結果を踏まえて事業による周辺環境への予測及び評価を行い、環境保全措置を検討いたします。</p> <p>また、本事業は、既設の風力発電機を大型化する一方で、基数を 15 基から最大 10 基程度に減少させる計画です。今後の現況調査を踏まえて新設の風力発電機の影響の予測及び評価を行い、影響が既設の事業と同程度以下となるよう配置計画に反映いたします。</p>

意見と事業者の見解 (26)

秋田県由利本荘市 Z氏

<環境全般>

No.	意見	事業者の見解
91	<p>私たちは自然に生かされて暮らしています。私達が体調を崩すように自然もバランスを崩すのです。自然がバランスを崩せば結局私達にも影響が出るでしょう。自然を破壊するという事は私達を破壊するという事です。</p> <p>風力発電が未来へのエネルギーである事は理解出来ます。ただ現状の技術のままでは自然と共存は出来ません。人間の自己満足の為だけの 1 人よがりな方法です。10 年 20 年でなく、100 年 200 年先の未来を考えた方法がある筈です。人間が生きる為だけではなく、自然環境全体が円満に循環していける方法を考え、その技術を確率していく事が私達人間が今こそ目指すべき方向の筈です。私は御社の判断力と英断を信じています。</p>	<p>事業を行う上で自然環境との共存・共生は重要なテーマと認識しております。環境影響評価の手続の中でしっかりと調査を行い、環境影響を予測、評価した上で、可能な限り影響を回避・低減できるよう配慮していく所存です。</p>



平成 30 年 11 月 9 日 (風車は由利高原ウインドファームのもの)

ご意見 No. 82 : 写真 (1)



平成 30 年 11 月 9 日 (風車は由利高原ウインドファームのもの)

ご意見 No. 82 : 写真 (2)

秋田魁新報 (平成 31 年 1 月 8 日 朝刊 6 面)

各地の放射線量 (原子力規制庁発表値)	単位:μSv/h	今日の放射線量 7日午前9時
札幌市	0.105	0.035
仙台市	0.102	0.022
仙台市	0.084	0.020
仙台市	0.051	0.037
仙台市	0.088	0.038
仙台市	0.082	0.038
仙台市	0.046	0.102
仙台市	0.067	0.046
仙台市	0.049	0.041
仙台市	0.060	0.045
仙台市	0.044	0.027
仙台市	0.079	0.037
仙台市	0.069	0.038
仙台市	0.153	0.047
仙台市	0.066	0.047
仙台市	0.097	0.041
仙台市	0.077	0.028
仙台市	0.074	0.038
仙台市	0.061	0.078
仙台市	0.069	0.050
仙台市	0.077	0.055
仙台市	0.079	0.039

※マイクローサーベルト/若

の国営放送でクレーン
を宣言する兵士17日
P11共同



ボンゴ氏の父は40年以上国
家元首に君臨し2009年に
死去したオマル・ボンゴ前大
統領。アリ・ボンゴ氏は同年
の大統領選で初当選し、16年
に再選された。事実上の世襲
支配に野党支持者が反発し、
治安部隊との衝突が相次いで
いた。

海外フオト



かまって トルコ・アイドゥンの学校で飼われている猫。授業中でも生徒たちにかま
ってほしいニャー。(ゲッティ=共同)

、間もなく阻止され、
終わった。兵士らはほ
よる長期支配を終わら
り、ボンゴ大統領(59)
と表明していた。AP
とが報じた。
報道官によると、決起
士5人のうち4人を逮
。1人は逃走中という。
によると、市街地では
聞こえインターネット
された。
ゴ氏は昨年10月、外遊
ウジアラビアで体調を
院。その後、モロッコ
にしている。蜂起した兵
大統領に職務を遂行す
があるかどうか疑わし
の声明をラジオで読み

よしやま・まさる 1976
年兵庫県生まれ。京都大卒。経
営コンサルティング会社を経て
2011年から認定NPO法人
難民支援協会で就労支援、広報
などを担当。

社 超えている。
して 日本はアジアで初の第三
の 国定住難民の受け入れ国で
あり、政府はグローバルコ

る。
だが、自治体などが個別
に対応するには限界が
ある。今年4月には新たな
外国人労働者受け入れも始
まるが、国レベルでの財政
措置を含めた支援が必要
だ。グローバルコンパクト
も、政府に第一の責任があ
るとしている。

の、難民申請者に関

県民と直結

★ 広告のことなら

秋田魁新報社
営業局 ☎018-888-1862

事業説明会の開催について
左記事業の目的及び内容についての説明会を次のとおり開催
します。
なおこの説明会は、土地収用法昭和二十六年法律第二百十九

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「仮称」西目風力発電事
業更新計画環境影響評価方法書の縦覧を行います。
一 事業者の名称 株式会社エーラスエナジーホールディングス
代表者の氏名 代表取締役 船橋 秀幸
主たる事業所の所在地 東京都港区西目町四丁目3番13号
二 対象事業の名称 (仮称)西目風力発電事業 更新計画
事業所の所在地 風力発電 3,000kW
三 対象事業の所在地 西目町(西目町)にかほ市北沢
町(西目町)にかほ市
四 関係地域の範囲 秋田県由利本荘市にかほ市
五 縦覧の場所
市役所 生活環境課 西目総合支所1階市民ホール
にかほ市
市役所 環境保衛科 西目総合支所1階市民ホール
縦覧の期間 平成三十一年一月八日(水)～一月十七日(木)
縦覧の時間 午前九時～午後五時
六 電子閲覧 申請書(Development/announcement)及び
意見書の提出 平成三十一年一月二十一日(木)まで
意見書の提出 環境保全の観点からの意見をもちたい
方は書面に住所、氏名、ご意見の理由を記し、
ご投入のうえ、縦覧所に投入しております。縦覧書に
ご投入いただくが、平成三十一年一月二十一日(木)まで
八の問い合わせ先へご連絡ください。ご投入印刷有効
七 任意説明会の開催について
田村本荘市
日 平成三十一年一月二十一日(木)午後六時～午後八時半
場所 西目公民館サカール 講堂
日 平成三十一年一月二十五日(金)午後六時～午後八時半
場所 総合福祉交流センター(西目)コンベンションホール
八 問い合わせ先(意見書の提出先)株式会社コラスエナ
ジーホールディングス 〒105-1001 東京都港区
西目町三丁目3番13号 TEL:018-888-1862 FAX:018-888-1862
〒018-888-1862 FAX:018-888-1862
3011(お問い合わせ期間 午前九時～午後五時)午後十二時
午後五時～午後五時三十分(土日祝を除く)

由利本荘市 広報紙による「お知らせ」

(1月1日発行 「広報ゆりほんじょう 1月1日号」)

〔仮称〕西目風力発電事業更新計画 環境影響評価方法書の縦覧を行います
 環境保全の見地からのご意見は、2月21日休までに、縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函するか、問い合わせ先へ郵送してください。
実施区域 西目町西目・出戸、にかほ市平沢・両前寺（既設）
ユース西目ワインドファーム が位置する南北の尾根（帯）
事業者 (株)ユースエナジーホールディングス（同社ホームページで電子縦覧も可）
縦覧期間 1月8日（火）～2月7日休のうち、平日8時半～17時15分
縦覧場所 市役所生活環境課、西目総合支所1階市民ホール
住民説明会を行います
日時 1月24日（木）
 18時～20時半
会場 西目公民館シーガル1階 講堂
問い合わせ (株)ユースエナジーホールディングス ☎03-5404-5337（東京都港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル7階）

サービスを実施しています。ご希望の方は申請してください。
対象 寝たきり、認知症、体の不自由な方（重度）などがいける65歳以上の方のみで構成される世帯で、市民税が非課税の世帯
実施月 7月、11月、2月の年3回（7月、11月は実施済み）
申請期限 1月18日（金）
申請・問い合わせ 長寿支援課 ☎24-6322 または各総合支所市民サービス課
家庭で眠っている食料品をご提供ください
 由利本荘市社会福祉協議会ではフードバンクあきたのフードドライブに協力し、次のとおり回収箱を設置します。提供していただいた食料品は、フードバンクあきたを通して、食への確保に困っている方々の支援に活用されます。皆様のご協力をよろしくお願いたします。
期間 1月15日（火）～29日（火）
場所 市役所本庁、市役所各総合支所、鶴舞会館
提供していただきたい食料品 穀類（米、乾麺、小麦粉など）、調味料（みそ、しょうゆ、マヨネーズなど）、缶詰（魚、肉、果物など）、お菓子類、イン



スタント食品、レトルト食品のり、お茶など
条件 ○包装や外装に破損がないもの ○生鮮食品以外のもの ○未開封のもの ○賞味期限が明記されていて、1カ月以上先のもの
問い合わせ 社会福祉協議会 福祉事業課 ☎74-7470
国道108号「黒沢踏切」に踏切信号機が設置されました
 混雑時の渋滞緩和や円滑で安全な通行の確保のため、12月14日から踏切信号機の運用が始まりました。
列車が接近した場合
 信号が赤色となり、遮断機が降下します。列車が通過して信号が青色になるまでお待ちください。
列車が接近していない場合
 信号は青色を表示します。踏切前の一時停止は不要です。ただし、安全を確認した上で通過してください。
※黒沢踏切の前後は40km/hの速度規制区間となります。
問い合わせ 由利本荘警察署 交通課 ☎23-4111

○1月の各館行事カレンダー (中央)＝中央図書館、(由利)＝由利図書館、(岩児)＝岩城児童センター、(出羽)＝出羽伝承館

10日(木)	10時～15時半	中央	秋田県よろず支援拠点サテライト由利本荘(郷土資料室)	専門家によるビジネスの無料相談	担当: 秋田企業活性化センター 秋田県よろず支援拠点
12日(出)	10時半～11時半	中央	冬の子ども読書のつどい(お話室)	ブックパルシスター、絵本の読み聞かせほか	出演: ゆりかこの会
12日(出)	10時半～11時半	由利	民話紙芝居	由利の民話シリーズ紙芝居上演ほか	出演: 民話サークル
13日(回)	10時半～11時半	由利	おはなしでてこい	絵本の読み聞かせほか	出演: つくしんぼ
17日(木)	10時半～11時半	岩児	おはなし会	読み聞かせほか	出演: 図書館職員
19日(出)	10時半～11時半	中央	えほんでこんにちは(お話室)	絵本の読み聞かせほか	出演: ゆりかこの会
19日(出)	13時半～15時	中央	古典講座(研修室1・2)	光源氏の晩年の苦しみ 巻三十六～巻四十一	講師: 鈴木タキさん
24日(木)	18時半～19時10分	中央	大人のための絵本タイム(お話室)	大人向けの絵本の読み聞かせほか	出演: にじ
26日(出)	10時半～11時半	中央	ヨミキカセワールドワイド(お話室)	外国語による絵本の読み聞かせほか	出演: 国境なき話し手
26日(出)	10時半～11時	出羽	おはなしのへや	絵本の読み聞かせほか	出演: すずめの巣

○今月の移動図書館

【本荘】本荘第一病院1階 1月18日(金) 10時～13時半
【大内】上川大内出張所、下川大内出張所 1月9日(水) ※
【鳥海】笹子出張所 ※
※大内・鳥海の移動図書館は、月に1回入れ替えて常設

○休館日

中央図書館	1日(火)～3日(木)、8日(火)、22日(火)、31日(木)
岩城図書館	1日(火)～3日(木)、7日(月)、14日(月)、15日(火)、21日(月)、28日(月)
由利図書館	1日(火)～3日(木)、14日(月)、29日(火)～31日(木) *蔵書点検
出羽伝承館	1日(火)～3日(木)、7日(月)、15日(火)、21日(月)、28日(月)

にかほ市 広報紙による「お知らせ」

(1月1日発行 「広報にかほ 1月1日号」)

くらしの掲示板

8・893・3981
 ▼Aターン就職登録・相談窓
 □「秋田県ふるさと定住機
 構」☎018・826・1
 731
 ■にかほ市おすすすめ支援制度
 市では、にかほ市出身の方
 や県外在住の方に対して色々
 な支援を行っています。ご興
 味をお持ちの方は担当までお
 問い合わせください。

①フレッシュワーク奨励金：
 にかほ市出身の新規卒業者
 に対し、最大30万円の奨励
 金を交付します。

②Aターン就職促進交通費等
 補助金：県外在住者が、に
 かほ市内で受けた採用面接
 やインターンシップに要し
 た交通費の一部を補助しま
 す。

③移住者向けすこやか保育料
 助成：平成30年4月1日以
 降にかほ市に転入した移
 住世帯(市外3年以上在住)
 の子どもの保育料を全額補
 助します。(所得制限なし)

④奨学金返還助成制度：市内
 に定住する新卒者または市
 内に転入する既卒者で奨学
 金を返還している方を対象
 に、奨学金の返還額を助成
 します。(県補助を除く年
 間返還額の10/10上限20

4,000円/年)
 問合せ ①②商工政策課☎43
 7600 ③子育て長寿支
 援課☎32・3040 ④教
 育総務課☎38・2259

■その他
 ■にかほ市空き家情報冊子
 の協賛広告を募集します
 市では、空き家対策に関す
 る制度や情報を市民の皆さま
 にわかりやすく伝えるため、
 空き家対策に関する情報を一
 冊にまとめた「空き家情報冊
 子」を作成します。
 本冊子は、市と協定を結ん
 だ協働発行事業者が、民間企
 業等から「空き家情報冊子」
 への広告掲載を募集し、その
 広告料や協賛金をもって作成
 します。掲載を希望される際
 は、冊子にお問い合せくだ
 さい。

申込期限 2月20日(水)(先着
 順)
 発行元 商工政策課
 申込・問合せ ㈱ホープ
 ☎092・716・14
 01

■縦覧
 「仮称」西目風力発電事業 更新計画
 環境影響評価方法書の縦覧を行います

縦覧期間 1月8日(火)～2月
 7日(木)
 縦覧時間 午前8時30分～午
 後5時
 縦覧場所 まちづくり推進課
 金浦市民S.C. 市民課市
 民サービス班
 ■住民説明会
 期日 1月25日(金)
 時間 午後6時～8時30分
 会場 スマイル
 ◆◆◆◆◆
 意見受付 2月21日(木)までに
 縦覧場所備え付けの意見
 箱に投稿いただくか、左
 記の問い合せ先へ郵送
 ください。

問合せ ㈱ユーラスエナジー
 ホールディングス
 (東京都港区虎ノ門4・
 3・13ヒューリック神谷
 町ビル7F) ☎03・54
 04・5337

あきた結婚支援センター
 出張センター開設

期日 1月20日(日)
 時間 午前11時～午後4時
 会場 象潟公民館
 申込期限 開設日2日前まで
 申込・問合せ 秋田結婚支援
 センター☎018・87
 4・9471

歩行型除雪機による事故を防ごう
 毎年、雪のシーズンになる
 と除雪機による事故が多発し
 ています。除雪機を使う際は、
 使用者の責任において、正し
 く、安全に作業を行ってください。

①安全装置が正しく作動しな
 い状態では絶対に使用しな
 い。

②除雪機を使用する場合は、
 周囲に人がいないことを確
 認し、人を絶対に近づけさ
 せない。また、不意に人が
 近づいた場合には除雪機を
 直ちに停止できるような状
 態で除雪を行う。

③投雪口に詰まった雪を取り
 除く際には必ずエンジンを
 停止し、オーガやブロワの
 回転が停止したことを確認
 してから雪かき棒を使用し
 て雪を取り除く。

④除雪機を使用する際、特に
 後進時は足元や周囲の障害
 物に注意を払い、無理のな
 い速度で使用する。

問合せ 除雪機安全協議会
 ☎03・3433・04
 15

インターネットによる「お知らせ」
(秋田県 ウェブサイト)

戻る
印刷
音声読み上げ



日本語

(仮称) 西目風力発電事業更新計画

2019年01月06日 | コンテンツ番号 33760

(仮称) 西目風力発電事業更新計画に係る環境影響評価の概要

項目名	内容	
事業名	(仮称) 西目風力発電事業更新計画	
事業者	株式会社ユースエナジーホールディングス	
事業の種類	風力発電所の設置	
対象法令等	環境影響評価法	
事業実施場所	由利本荘市 西目町西目・出戸 にかほ市 平沢・高前寺	
関係地域	由利本荘市、にかほ市	
事業の規模	出力最大30,000kW	
	公表日 平成30年4月26日	
	縦覧期間 平成30年4月26日～5月30日	
配慮書	縦覧場所 由利本荘市役所 生活環境課 由利本荘市役所 西目総合支所 にかほ市役所 仁賀保庁舎 にかほ市役所 金浦庁舎 にかほ市役所 象潟庁舎	
	インターネットによる公表	事業者ウェブサイト
	意見提出期限	平成30年5月30日(当日消印有効)
	意見数	-
	知事意見	平成30年7月12日
方法書	公告日	平成31年1月8日
	縦覧期間	平成31年1月8日～2月7日
	縦覧場所 由利本荘市役所 生活環境課 由利本荘市役所 西目総合支所 にかほ市役所 仁賀保庁舎 にかほ市役所 金浦庁舎 にかほ市役所 象潟庁舎	
	説明会の場所・日時	・由利本荘市 日時 平成31年1月24日 午後6時～午後8時30分 場所 西目公民館シーガル 講堂(由利本荘市西目町沼田字新道下2-533) ・にかほ市 日時 平成31年1月25日 午後6時～午後8時30分 場所 にかほ市総合福祉交流センター(にかほ市平沢八森31-1)
	インターネットによる公表	事業者ウェブサイト
意見提出期限	平成31年2月21日(当日消印有効)	

準備書	意見放	
	知事意見	
	公告日	
	縦覧期間	
	縦覧場所	
	インターネットによる公表	
	説明会開催日・場所	
	意見提出期限	
	意見放	
	公聴会開催日・場所	
評価書	知事意見	
	公告日	
	縦覧期間	
事業着手	縦覧場所	
	事業着手日	
事後調査報告書	事業終了時期 (予定)	
	提出日	
	公表方法等	

ダウンロード

・配慮書短事意見 [97KB] 

添付資料を見るためにはビューソフトが必要な場合があります。
詳しくはビューワーをご覧ください。(別ウィンドウで開きます。)

このページに関するお問い合わせ

生活環境部 環境管理課

TEL : 018-860-1571 FAX : 018-860-3881 E-mail : kankan@pref.akita.jp

秋田県庁

〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
TEL: 018-860-1111 (代表)
E-mail: info@mail2.pref.akita.jp
開庁時間: 平日の8時30分から17時15分まで (年末年始を除く)

 [アクセス](#)  [部署別電話番号](#)

地域振興局

鹿角地域 >	北秋田地域 >
山本地域 >	秋田地域 >
由利地域 >	仙北地域 >
平鹿地域 >	雄勝地域 >

-  [サイトマップ](#)
-  [ガイドライン](#)
-  [個人情報の取り扱い](#)
-  [著作権・リンク・免責事項](#)
-  [ウェブアクセシビリティ](#)

AKITA Prefecture All Rights Reserved. 本ページの記載記事、写真の無断転載を禁じます

インターネットによる「お知らせ」
(由利本荘市 ウェブサイト)

【トップページ】

人と自然が共に生きるよら
由利本荘市 Yurishonjo City

Language 言語を選択 Googleカスタム検索 検索
音声読み上げ 色合いを変更する Aa 文字サイズ 標準 拡大

防災・安全 暮らし・手続き 子育て・教育 健康・福祉 観光 文化・スポーツ 産業・ビジネス 市政・まちづくり

暮らし・手続き > エコ・再生可能エネルギー > 「(仮称)西目風力発電事業更新計画 環境影響評価方法書」に係る図書の縦覧を行います

エコ・再生可能エネルギー

- 住民票・戸籍・印鑑証明
- パスポート (旅券)
- 税金
- 交通安全・防犯・火災
- 住まい・ペット
- 年金・健康保険
- ごみ・リサイクル
- エコ・再生可能エネルギー
 - 政庁コンポストの「講習会」を実施しています。

お問い合わせ 相談窓口 上にある情報

市役所や総合支所でも税金を納付できますか？

「(仮称)西目風力発電事業更新計画 環境影響評価方法書」に係る図書の縦覧を行います

(株)ユラスエナジーホールディングスが計画している(仮称)西目風力発電事業更新計画に関して「環境影響評価方法書」の縦覧を行います。

- 実施区域
西目町西目・出戸、にかほ市平沢・高前寺
(既設ユラス西目windファームが位置する西北の尾根一帯)
- 事業者
(株)ユラスエナジーホールディングス
- 縦覧期間
2月7日(木)まで
- 意見受付期間
2月21日(木)まで
- 縦覧場所
市役所生活環境課、西目総合支所 1階市民ホール
※事業者ホームページから電子縦覧もできます。(http://seh-development.com/nishime-koshin/) 環境保全の見地からのご意見は、縦覧場所に備え付けの意見書欄に投函していただくか、下記の問い合わせ先に郵送してください。

○住民説明会を行います。

- 日時 1月24日(木) 18時から20時30分まで
- 会場 西目公民館シーガル 1階 講堂

○問い合わせ
(株)ユラスエナジーホールディングス
東京都港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル7階
☎03-5404-5337

このページに関する問合せ

市民生活部 生活環境課
〒015-8501
由利本荘市尾崎17番地 (本庁舎1階)
電話：0184-24-6253 / FAX：0184-24-0228

メールでのお問い合わせ >

サイトマップ > お問い合わせ > リンク集 > サイトポリシー (リンク・著作権・免責事項)

由利本荘市役所 (本庁)

〒015-8501 秋田県由利本荘市尾崎17番地【地図・アクセス】
電話：0184-24-3321 (代表)

市役所開庁時間：平日 8時30分～17時15分 (12月29日から1月3日は閉庁)
(ただし、施設によって異なる場合があります)
[組織一覧・各種お問い合わせ先]
法人番号：5000020052108

© 2017 Yurishonjo City

インターネットによる「お知らせ」 (にかほ市 ウェブサイト)

【トップページ】

The screenshot shows the homepage of Nishime City's website. At the top, there is a navigation bar with 'にかほ市' (Nishime City) and 'English' options. Below the navigation bar, there are three main menu items: 'にかほ市について' (About Nishime City), 'くらし情報' (Living Information), and '行政情報' (Administrative Information). The '行政情報' menu is currently selected.

The main content area features a prominent orange-bordered box with the title: 「西日風力発電事業更新計画 環境影響評価方法書」の縦覧を行います (We will conduct a vertical review of the 'Environmental Impact Assessment Methodology' for the 'Nishime Wind Power Plant Project Renewal Plan'). Below this box is a button that says 'このページを印刷する' (Print this page).

Underneath the box, there is a section titled '【概要】' (Summary) which includes:

- 事業実施想定区域: 秋田県由利本荘市 西日町西日・出戸、にかほ市 平沢・岡前寺
- 事業者名称: 株式会社ユースエナジーホールディングス
- ※電子縦覧は同社ホームページをご覧ください。
<http://ech-development.com/nishime-koshin/>

Next is a section titled '【環境影響評価方法書の縦覧】' (Vertical Review of Environmental Impact Assessment Methodology) with the following details:

- 縦覧期間: 平成31年1月8日(火)～2月7日(木)
- 縦覧場所: にかほ市役所3庁舎 (仁賀保庁舎、金浦庁舎、泉瀨庁舎)
 - 仁賀保庁舎: 市民課市民サービス班
 - 金浦庁舎: 金浦市民サービスセンター
 - 泉瀨庁舎: まちづくり推進課
- 意見受付期間: 2月24日(木)まで
- ご意見は、備え付けの意見箱に投函いただくか、次の問い合わせ先にご郵送をお願いします。

The final section is '【問い合わせ先・送付先】' (Inquiry and Mailing Address):

- 株式会社ユースエナジーホールディングス
- 東京都港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル7階
- TEL: 03-5404-5337
- FAX: 03-5404-5301

On the left side of the page, there is a vertical sidebar menu with various administrative categories like '市政・まちづくり', 'にがほ市議会', 'にがほ市教育委員会', etc. At the bottom left, there is a 'モバイルサイト' (Mobile Site) section with a QR code and text indicating that the latest information is available on the mobile site.

サイトマップ | リンク集 | サイトポリシー | 各課への問い合わせ

インターネットによる「お知らせ」
 ((株) ユーラスエナジーホールディングス ウェブサイト)

【トップページ】

(仮称) 西目風力発電事業 更新計画に係る環境影響評価方法書の縦覧場所・意見書の提出・説明会について

平成31年1月8日
株式会社ユーラスエナジーホールディングス

Y Y Y

当社は、平成31年1月8日付で、環境影響評価法及び電気事業法に基づき「(仮称) 西目風力発電事業 更新計画 環境影響評価方法書」(以下、「方法書」)及びこれを要約した書類(以下、「要約書」)を経済産業大臣に届け出るとともに、秋田県知事、由利本荘市長及びにかほ市長に送付しました。届出・送付した方法書及び要約書につきましては、下記の通り、環境影響評価法に基づいた縦覧の実施に加え、説明会を開催いたします。

縦覧について

縦覧の場所:	由利本荘市役所 生活環境課、西目総合支所1階市民ホール にかほ市役所 市役所仁賀保庁舎、市役所金浦庁舎、市役所傘淵庁舎
縦覧期間:	平成31年1月8日(火)から平成31年2月7日(木)まで
縦覧時間:	土、日、祝日を除く9:00~17:00(開庁時間に準じます。)
電子縦覧	下記にて電子縦覧を実施いたします。 http://eeh-development.com/nishime-koshin/

意見書の提出について

提出方法:	提出方法：環境影響評価方法書について、環境の保全の観点からのご意見をお持ちの方は、書面に必ず住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、縦覧場所に設置の意見書箱へ投函又は下記の問い合わせ先住所へ郵送ください。なお、意見については日本語によりご記載願います。
提出期間:	平成31年1月8日(火)から平成31年2月21日(木)まで 郵送の場合は、当日の消印有効です。
意見書様式:	 (仮称) 西目風力発電事業 更新計画 環境影響評価方法書に対する意見書の提出について

住民説明会の開催について

第1回:	平成31年1月24日(木) 18:00~20:30 西目公民館シーガル 講堂
第2回:	平成31年1月25日(金) 18:00~20:30 総合福祉交流センター(スマイル) コンベンションホール

お問い合わせ先

株式会社ユーラスエナジーホールディングス 広報IR・環境アセスメント部
〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号 ヒューリック神谷町ビル7階
電話番号：03-5404-5337
お問い合わせ時間：土、日、祝日を除く9:15~12:00、13:00~17:30

X Close



